

## 家事事件手続に関する要綱案（案）

### 第1 総則

#### 1 通則

##### (1) 裁判所及び当事者の責務

裁判所は、家事事件（家事審判事件及び家事調停事件をいう。以下同じ。）の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を進行しなければならないものとする。

##### (2) 最高裁判所規則

この法律に定めるもののほか、家事事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

#### 2 管轄

##### (1) 管轄が住所地により定まる場合の管轄家庭裁判所

家事事件の管轄が人の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、その家事事件は、その住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属し、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその最後の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

##### (2) 優先管轄

二以上の家庭裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄するものとする。

##### (3) 管轄裁判所の指定

① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。

③ ①及び②の規律により管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

#### (4) 管轄家庭裁判所の特例

家事事件の管轄が定まらないときは、その家事事件は、家事審判又は家事調停を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

#### (5) 管轄の標準時

裁判所の管轄は、家事審判又は家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

#### (6) 移送

① 裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。ただし、家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を管轄家庭裁判所以外の家庭裁判所に移送し、又は自ら審理及び審判をすることができるものとする。

② 家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができるものとする。

③ ①又は②の規律による移送の裁判及び①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

④ ③の規律による移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

⑤ 家事事件の移送の裁判の拘束力等については、民事訴訟法第22条と同様の規律を置くものとする。

### 3 裁判所職員の除斥及び忌避

#### (1) 裁判官の除斥

① 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、viに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。

i 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者（審判（申立てを却下するものを除く。）がされた場合において、その審判を受ける者をいう。以下同じ。）であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

- ii 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の四親等内の血族，三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき，又はあつたとき。
- iii 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の後见人，後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人であるとき。
- iv 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき，又は審問を受けることとなつたとき。
- v 裁判官が事件について当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の代理人又は補佐人であるとき，又はあつたとき。
- vi 裁判官が事件について仲裁判断に関与し，又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

② ①に規定する除斥の原因があるときは，裁判所は，申立てにより又は職権で，除斥の裁判をするものとする。

## (2) 裁判官の忌避

- ① 裁判官について家事審判その他の裁判又は家事調停の公正を妨げる事情があるときは，当事者は，その裁判官を忌避することができるものとする。
- ② 当事者は，裁判官の面前において陳述をしたときは，その裁判官を忌避することができないものとする。ただし，忌避の原因があることを知らなかったとき，又は忌避の原因がその後に生じたときは，この限りでないものとする。

## (3) 除斥又は忌避の裁判及び手続の停止

- ① 合議体の構成員である裁判官及び家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が，簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が，裁判をするものとする。
- ② 家庭裁判所及び地方裁判所における①の裁判は，合議体とするものとする。
- ③ 裁判官は，その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。
- ④ 除斥又は忌避の申立てがあつたときは，その申立てについての裁判が確定するまで家事事件の手続を停止しなければならないものとする。ただし，急速を要する行為については，この限りでないものとする。

- ⑤ 忌避の申立てについて次に掲げる事由により却下するときは、③の規律は適用しないものとする。
- i 家事事件の手続を遅延させる目的のみでされたことが明らかなき。
  - ii (2)②の規律に違反するとき。
  - iii 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。
- ⑥ ⑤の場合には、①及び②の規律にかかわらず、忌避された受命裁判官、受託裁判官又は家庭裁判所の一人の裁判官は、忌避の申立てを却下することができるものとする。
- ⑦ ⑤の規律により忌避の申立てを却下した場合には、④の規律にかかわらず、家事事件の手続は停止しないものとする。
- ⑧ 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ⑨ 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (4) 家事調停官への準用
- ① (1)及び(2)並びに(3)②、④、⑧及び⑨の規律は、家事調停官について準用するものとする。
  - ② 家事調停官の除斥又は忌避についての裁判は、家事調停官が所属する家庭裁判所がするものとする。
  - ③ (3)⑤に掲げる事由がある場合には、②の規律にかかわらず、忌避された家事調停官が忌避の申立てを却下することができるものとする。この場合には、家事事件の手続は停止しないものとする。
- (5) 参与員への準用
- ① (1)及び(2)並びに(3)②、⑧及び⑨の規律は、参与員について準用するものとする。
  - ② 参与員の除斥又は忌避についての裁判は、参与員が所属する家庭裁判所がするものとする。ただし、(3)⑤に掲げる事由がある場合には、受命裁判官（受命裁判官の手続に立ち会っている参与員が忌避の申立てを受けたときに限る。）又は事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官が、忌避の申立てを却下することができるものとする。
  - ③ 参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その参与員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に参与することができないものとする。ただし、②ただし書の規律により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。

(6) 家事調停委員及び家庭裁判所調査官への準用

- ① 家事調停委員及び家庭裁判所調査官については、(1)及び(3)②、⑧及び⑨の規律(除斥に関する部分に限る。)を準用するものとする。
- ② 家事調停委員又は家庭裁判所調査官の除斥についての裁判は、家事調停委員又は家庭裁判所調査官が所属する裁判所がするものとする。
- ③ 家事調停委員又は家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあったときは、その家事調停委員又は家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとする。

(7) 裁判所書記官への準用

- ① (1)及び(2)並びに(3)②、④、⑧及び⑨の規律は、裁判所書記官について準用するものとする。
- ② 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。
- ③ (3)⑤に掲げる事由がある場合には、②の規律にかかわらず、受命裁判官若しくは受託裁判官(受命裁判官又は受託裁判官の手續に立ち会っている裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)、又は事件を取り扱う家庭裁判所の一人の裁判官若しくは家事調停官が、忌避の申立てを却下することができるものとする。この場合には、家事事件の手續は停止しないものとする。

4 当事者能力及び手續行為能力

(1) 当事者能力及び手續行為能力

- ① 当事者能力、家事事件の手續における手續上の行為(以下「手續行為」という。)をすることができる能力(以下「手續行為能力」という。)、手續行為能力を有しない者の法定代理及び手續行為をするのに必要な授權については、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法第28条、第29条、第31条、第33条と同様の規律を置くものとする。
- ② 被保佐人、被補助人(手續行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限るものとする。③及び5(2)において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が他の者がした家事審判又は家事調停の申立て又は抗告について手續行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しないものとする。職権により手續が開始された場合も、同様とするものとする。
- ③ 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手

続行為をするには、特別の授権がなければならないものとする。ただし、家事調停の手続の追行について同意その他の授権を得ている場合にあっては、iiに掲げる手続行為についてはこの限りでないものとする。

i 家事審判又は家事調停の申立ての取下げ

ii 第4の1(5)ア①若しくは第4の2(1)の合意、第4の1(5)ウの受諾又は第4の3(2)②における共同の申立て

iii 審判に対する抗告若しくは異議又は第2の2(1)ウ(ア)②の申立ての取下げ

(2) 未成年者及び成年被後見人の法定代理人

親権を行う者又は後見人は、未成年者又は成年被後見人が手続行為について手続行為能力の制限を受けない場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為（第4の1(5)ア①の合意、第4の1(5)ウの受諾又は第4の3(2)②における共同申立てを除く。）をすることができるものとする。ただし、家事審判及び家事調停（人事訴訟事件に係る家事調停を除く。）の申立ては、民法その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合に限るものとする。

(3) 特別代理人

① 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができるものとする。

② 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてするものとする。

③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。

④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならないものとする。

⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(4) 法定代理権の消滅の通知

別表第二に掲げる事項についての審判事件及び家事調停事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

(5) 手続行為能力を欠く場合の措置等

民事訴訟法第34条(第3項を除く。)と同様の規律を置くものとする。

(6) 法人の代表者等への準用

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用するものとする。

5 手続代理人及び補佐人

(1) 手続代理人の資格

① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができないものとする。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができるものとする。

② ①の許可は、いつでも取り消すことができる。

(2) 裁判長による手続代理人の選任等

① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができるものとする。

② ①の者が①の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができるものとする。

③ ①及び②の規律により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し①の者が支払うべき報酬の額は、家庭裁判所が相当と認める額とするものとする。

(3) 手続代理人の代理権の範囲等

① 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとする。

② 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならないものとする。ただし、家事調停の手続の追行について同意その他の授權を得ている場合にあっては、iiに掲げる手続行為についてはこの限りでないものとする。

i 家事審判又は家事調停の申立ての取下げ

ii 第4の1(5)ア①若しくは第4の2(1)の合意、第4の1(5)ウに規定する受諾又は第4の3(2)②における共同の申立て

iii 審判に対する抗告若しくは異議、第2の2(1)ウ(ア)②の申立て又はこれらの取下げ

iv 代理人の選任

- ③ 手続代理人の代理権は、制限することができないものとする。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでないものとする。
- ④ ①から③までの規律は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。
- (4) 手続代理人の代理権の消滅の通知  
手続代理人の代理権の消滅は、別表第一に掲げる事項についての審判事件においては本人又は代理人から裁判所に、別表第二に掲げる事項についての審判事件及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければその効力を生じないものとする。
- (5) 手続代理人に関する民事訴訟法の準用  
民事訴訟法第34条（第3項を除く。）及び同法第56条から第58条（第3項を除く。）までの規定と同様の規律を置く。
- (6) 補佐人  
家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定と同様の規律を置くものとする。
- 6 手続費用
- (1) 手続費用の負担
- ア 手続費用の負担
- ① 家事事件の手続費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいうものとする。以下同じ。）は、各自が負担するものとする。
- ② 家庭裁判所は、事情により、①の規律によれば当事者、利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外のものであって、次に掲げる者に負担させることができる。
- 一 当事者又は利害関係参加人
- 二 前号に掲げる者以外の裁判を受ける者となるべき者又は〔これに準ずる者であって、その裁判により直接に利益を受けるもの〕
- ③ ①及び②の規律によれば検察官が負担すべき費用は、国庫の負担とするものとする。
- イ 手続費用の負担の裁判等
- ① 裁判所は、家事事件を完結する裁判において、職権で、その審級における審判費用（調停手続を経ている場合にあつては審判費用及び調停費用。②において同じ。）の全部について、その負担の裁判



をしなければならないものとする。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができるものとする。

- ② 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、審判費用の全部について、その負担の裁判をしなければならないものとするものとする。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とするものとする。
- ③ 調停が成立した場合において、調停費用（審判手続を経ている場合にあっては調停費用及び審判費用）の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自が負担するものとする。
- ④ 第4の1(3)エ②又は同(7)ア①の規律により調停に付された訴訟事件につき、調停が成立した場合において、訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自が負担するものとする。

#### ウ 手続費用の立替え

事実の調査、証拠調べ、呼出し、告知その他の必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができるものとする。

(注) 後見登記の手数料に充てるための費用の予納について、家事審判規則11条2項及び3項と同様の規律を置くなどの所要の手当てをするものとする。

#### エ 手続費用の負担及び手続費用額の確定手続等

- ① 手続費用の負担については、民事訴訟法第69条から第74条までの規律と同様の規律を置くものとする。
- ② ①において規律する民事訴訟法第71条第7項（同法第72条後段、第73条第2項及び第74条第2項において準用する場合を含む。）と同様の即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

(注) 手続費用の強制執行について、民事執行法に規律を置くなどの所要の手当てをするものとする。

#### (2) 手続上の救助

- ① 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、家庭裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができるものとする。ただし、家事審判又は家事調停の申立てが不当な目的でされたことその他救助の対象となる手続行為が誠実にされたものでないことが明らかであるときは、この限りでないものとする。
- ② 手続上の救助の裁判は、審級ごとにするものとする。

③ 手続上の救助について民事訴訟法第83条（第1項第3号を除く。）から第86条までの規定と同様の規律を置くものとする。

#### 7 電子処理組織による申立て等

① 家事事件の手続における申立てその他の申述（②において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第132条の10第1項から第5項まで（支払督促に関する部分を除く。）と同様の規律を置くものとする。

② 電子処理組織による申立て等に係る事件記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、出力した書面（民事訴訟法第132条の10第5項参照）をもってするものとするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とするものとする。

#### 8 裁判所書記官の処分に対する異議

① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する家庭裁判所が裁判をするものとする。

② ①の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

### 第2 家事審判に関する手続（総則）

#### 1 家事審判の手続

##### (1) 通則

##### ア 審判事項

家庭裁判所は、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びにこの法律において特に定める事項について、審判を行うものとする。

##### イ 合意管轄

① 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、この法律により定める家庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② ①の合意について民事訴訟法第11条第2項及び第3項と同様の規律を置くものとする。

##### ウ 参与員

① 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判をするものとする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、その意見を聴かないで、審判をすることができるものとする。

② 家庭裁判所は、参与員を家事審判の手続の期日に立ち合わせるることができるものとする。

③ 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、①の意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴くことができるものとする。ただし、別表第二に掲げる事項についての家

事審判事件においては、この限りでないものとする。

- ④ 参与員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。
- ⑤ 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定するものとする。
- ⑥ ⑤の規律により選任される者の資格、員数その他⑤の規律による選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。
- ⑦ 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

#### エ 手続の非公開

家事審判の手続は、公開しないものとする。ただし、家庭裁判所は、家事審判の手続の期日においては、相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

#### オ 期日及び期間

- ① 家事審判の手続の期日は、職権で、裁判長が指定するものとする。
- ② ①の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ ①の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができるものとする。
- ④ 民事訴訟法第94条から第97条までの規定と同様の規律を置くものとする。

#### カ 手続の併合等

- ① 家庭裁判所は、家事審判の手続を併合し、又は分離することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①の規律による裁判を取り消すことができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、当事者を異にする家事審判の手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとする。

#### キ 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者（審判を受ける者となるべき者に限る。）を、当事者として家事審判の手続に参加させることができるものとする。

る。

- ③ ①の規律による参加の申出及び②の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①の規律による参加の申出又は②の申立てがあつた場合において、その申出若しくは申立てが不適法であるとき又はその申出若しくは申立てに理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ⑤ ①の規律による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

#### ク 利害関係参加

- ① 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手續に参加することができるものとする。
- ② 審判を受ける者となるべき者以外の者であつて、当該家事審判の申立てをすることができるもの又は〔審判の結果により自己の法律関係について影響を受けるもの〕〔家事審判の結果について重大な利害を有するもの〕は、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手續に参加することができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、職権で、審判を受ける者となるべき者及び②の者を、家事審判の手續に参加させることができるものとする。
- ④ キ③の規律は、①の規律による参加の申出、②の規律による許可の申立てについて準用するものとする。
- ⑤ 家庭裁判所は、①の規律による参加の申出、②の規律による許可の申立てがあつた場合において、その申出若しくは申立てが不適法であるとき又はその申出若しくは申立てに理由がないときは、これを却下しなければならないものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、①及び②の規律により家事審判の手續に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手續に参加することがその者の福祉を害すると認めるときは、①の規律による参加の申出又は②の規律による許可の申立てを却下しなければならない。
- ⑦ ①の規律による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑧ ①から③までの規律により家事審判の手續に参加した者(以下「利害関係参加人」という。)は、当事者が当事者としてすることがで

きる手続行為（家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判及び裁判所書記官の処分に対する不服申立ての取下げを除く。）をすることができるものとする。ただし、裁判及び裁判所書記官の処分に対する不服申立てについては、利害関係参加人が不服申立てに関する規律により不服を申し立てることができる場合に限るものとする。

#### ケ 手続からの排除

- ① 家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者又は当事者である資格を喪失した者を家事審判の手続から排除することができるものとする。
- ② ①の規律による排除の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

#### コ 法令により手続を続行すべき者による受継

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって家事審判の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者が、その手続を受け継がなければならないものとする。
- ② ①の場合には、家庭裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に家事審判の手続を受け継がせることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、①及び②の申立てがあった場合において、その申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないときは、これを却下しなければならないものとする。
- ④ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

#### サ 他の申立権者による受継

- ① 家事審判の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、当該家事審判の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができるものとする。
- ② ①の場合には、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、当該家事審判の申立てをすることができる者に、その手続を受け継がせることができるものとする。
- ③ ①の申立て又は②の裁判は、①の事由の生じた日から一月以内に行なければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①の受継の申立てがあった場合において、その申

立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないときは、これを却下しなければならないものとする。

#### シ 送達及び手続の中止

家事審判の手続における送達及び手続の中止については、民事訴訟法第98条から第113条まで及び第130条から第132条まで（同条第1項を除く。）と同様の規律を置くものとする。

#### ス 調書の作成等

① 裁判所書記官は、家事審判の手続の期日について、調書を作成しなければならないものとする。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができるものとする。

② 裁判所書記官は、事実の調査について、その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

#### セ 記録の閲覧等

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付（家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）にあっては、その複製）（以下「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。

② 家庭裁判所は、当事者から①の規律による許可の申立てがあった場合においては、これを許可しなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、②の場合において、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるとき、又は事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に記録の閲覧等を許可することを不適當〔不相当〕とする特別の事情があると認められるときは、②の規律にかかわらず、当事者からの①の規律による申立てを許可しないことができるものとする。

④ 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①の規律による許

可の申立てがあった場合においては、相当と認めるときは、これを許可することができるものとする。

- ⑤ 審判書その他の裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書については、当事者は、①の規律にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ⑥ 家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。
- ⑦ ②の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑧ ⑦の規律による即時抗告が家事審判の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ⑨ ⑧の規律による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

#### ソ 検察官に対する通知

裁判所その他の官庁、検察官及び吏員は、その職務上検察官の申立てによって審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

### (2) 家事審判の申立て

#### ア 申立ての方式等

- ① 家事審判の申立ては、申立書（以下「家事審判の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 家事審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
  - i 当事者及び法定代理人
  - ii 申立ての趣旨及び理由
- ③ 申立人は、審判を求める事項が数個ある場合において、これらの事項に係る家事審判の手続が同種であるときは、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、同一の申立てにより審判を求めることができるものとする。
- ④ 家事審判の申立書に②に規律する事項が記載されていない場合に

は、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

- ⑤ ④の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事審判の申立書を却下しなければならないものとする。
- ⑥ ⑤の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

#### イ 申立ての変更

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができるものとする。ただし、別表第二に掲げる事項についての家事審判事件においては、審理の終結に至るまでの間に限るものとする。
- ② 申立ての趣旨又は理由の変更は、期日である場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であると認めるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更により著しく家事審判の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

### (3) 家事審判の手続の期日

#### ア 本人出頭主義

- ① 家庭裁判所は、期日に事件の関係人を呼び出すことができるものとする。
- ② 呼出しを受けた事件の関係人は、期日に出頭しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができるものとする。

#### イ 裁判長の手続指揮権

- ① 家事審判の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が家事審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をするものとする。



ウ 受命裁判官による手続

- ① 家庭裁判所は、受命裁判官に家事審判の手続の期日における手続を行わせることができるものとする。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、(4)カ及びクの規律により受命裁判官が事実の調査及び証拠調べをすることができる場合に限るものとする。
- ② ①の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

エ 音声の送受信による通話の方法による手続

- ① 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家事審判の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。
- ② 家事審判の手続の期日に出頭しないで①の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

オ 家事審判の手続における措置

家事審判の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第154条と同様の規律を、手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人に対する措置については同法第155条と同様の規律を置くものとする。

(4) 事実の調査及び証拠調べ

ア 職権による事実の調査等

- ① 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならないものとする。
- ② 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとするものとする。

イ 疎明

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所調査官による事実の調査

- ① 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ② 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁

判所に報告するものとするものとする。

- ④ 家庭裁判所調査官は、③の規律による報告に意見を付することができるものとする。

#### エ 家庭裁判所調査官の期日への出席等

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事審判の手續の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、①の規律により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、家事審判の処理に関し、事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行うために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。
- ④ 急迫の事情があるときは、裁判長が、③の措置をとらせることができるものとする。

#### オ 裁判所技官による診断等

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができるものとする。
- ② ①の診断については、ウ②から④までの規律を準用するものとする。
- ③ 裁判所技官の期日への出席及び意見の陳述については、エ①及び②の規律を準用するものとする。

#### カ 事実の調査の囑託等

- ① 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を囑託することができるものとする。
- ② ①に規律する囑託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の囑託をすることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができるものとする。
- ④ ①から③までの規律により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

#### キ 調査の囑託等

家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める

者に囑託し，又は銀行，信託会社，事件の関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金，信託財産，収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

#### ク 事実の調査の通知

家庭裁判所は，事実の調査をした場合において，その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは，これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

#### ケ 証拠調べに関する民事訴訟法の準用等

- ① 家事審判の証拠調べについては，民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの規定（同法第179条，第182条，第187条から第189条まで，第207条第2項，第208条，第224条（同法第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項を除く。）と同様の規律を置くものとする。
- ② 当事者が民事訴訟法第223条第1項（同法第232条第1項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は提示の命令に従わないときは，家庭裁判所は，20万円以下の過料に処するものとする。当事者が書証として用いることを妨げる目的で同法第220条の規定により提出の義務がある文書を滅失させ，その他これ使用することができないようにしたとき又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたときも，同様とするものとする。
- ③ 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは，家庭裁判所は，10万円以下の過料に処するものとする。
  - i 民事訴訟法第229条第2項において準用する同法第223条第1項の規定による提出の命令に従わないとき又は対照の用に供することを妨げる目的で筆跡又は印影の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ，その他これを使用することができないようにしたとき
  - ii 民事訴訟法第229条第3項の規定による対照の用に供すべき文字の筆記の命令に正当な理由なく従わないとき又は同項の規定による決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき
- ④ ②及び③の規律による裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

- ⑤ 家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができるものとする。
- ⑥ ⑤の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合については民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を、出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合については同法第209条第1項及び第2項と同様の規律を置くものとする。
- ⑦ 民事訴訟法の規定による即時抗告〔及び④の即時抗告〕は、執行停止の効力を有するものとする。
- (5) 家事審判の手續における子の意思の把握等
- 家庭裁判所は、親子に関する審判及び親権に関する審判その他の子が家事審判の結果により影響を受ける家事審判の手續においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、家事審判をするに当たり、子の年齢及び発達程度に応じて、その意思を考慮しなければならないものとする。
- (6) 別表第二に掲げる事項についての家事審判の手續の特則
- ア 家事審判の申立書の写しの送付等
- ① 家事審判の申立てがあった場合には、家庭裁判所は、その申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、家事審判の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとする。ただし、家事審判の手續の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事審判事件が係属したことを相手方に通知することをもって、家事審判の申立書の写しの送付に代えることができるものとする。
- ② (2)ア④から⑥までの規律は、家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる事件が係属したことの通知をすることができない場合について準用するものとする。
- ③ 裁判長は、家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる事件が係属したことの通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家事審判の申立書を却下しなければならないものとする。
- ④ ③の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- 〔イ 呼出費用の予納がない場合の申立ての却下〕
- ① 家庭裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申

立人に命じた場合において、その予納がないときは、〔相手方に異議がない場合に限り、〕申立てを却下することができるものとする。

② ①の審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。〕

#### ウ 陳述の聴取

① 家庭裁判所は、家事審判の申立てについて審判をする場合には、その申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、当事者の陳述を聴かなければならないものとする。

② ①の規律による陳述の聴取は、当事者の申出がある場合には、審問の期日においてしなければならないものとする。

#### エ 審問の期日

家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができるものとする。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでないものとする。

#### オ 事実の調査の通知

家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

#### カ 審理の終結

① 家庭裁判所は、家事審判の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならないものとする。ただし、当事者双方が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができるものとする。

② 家庭裁判所は、終結した審理の再開を命ずることができるものとする。

#### キ 審判日

① 家庭裁判所は、カの規律により審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、①により定めた審判をする日を取り消し、又は変更することができるものとする。

(注) 審判をする日とは、家庭裁判所が(7)イ①に規定する審判の告知をすることができるようになる日をいう((6)キ②において同じ。)

### (7) 審判等

## ア 審判

- ① 家庭裁判所は、家事審判事件が裁判をするのに熟したときは、審判をするものとする。
- ② 家庭裁判所は、家事審判事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について審判をすることができるものとする。手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が裁判をするのに熟した場合も同様とする。

## イ 審判の告知及び効力の発生

- ① 審判は、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に、相当と認める方法で告知しなければならないものとする。
- ② 審判（申立てを却下する審判を除く。）は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者に告知することによって、その効力を生ずるものとする。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じないものとする。
- ③ 申立てを却下する審判は、申立人に告知することによって、その効力を生ずるものとする。

## ウ 審判の執行力

金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

## エ 審判の方式及び審判書

- ① 審判は、審判書を作成してしなければならないものとする。ただし、即時抗告をすることができない審判については、家事審判の申立書又は調書に主文を記載することをもって、審判書の作成に代えることができるものとする。
- ② 審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
  - i 主文
  - ii 理由の要旨
  - iii 当事者及び法定代理人
  - iv 裁判所

## オ 更正決定

- ① 審判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができるものとする。

- ② 更正決定は、裁判書を作成してしなければならないものとする。
- ③ 更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、更正決定に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ①の申立てが不適法であるとして却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ 審判に対し適法な即時抗告があったときは、③及び④の即時抗告は、することができないものとする。

カ 審判に関するその他の手続

民事訴訟法第247条、第256条第1項及び第258条（第2項後段を除く。）と同様の規律を置くものとする。

キ 審判の取消し又は変更

- ① 家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。
  - i 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判
  - ii 即時抗告をすることができる審判
- ② 審判の効力が生じた日から五年を経過したときは、家庭裁判所は、①による取消し又は変更をすることができないものとする。ただし、事情の変更によりその審判が不当であると認めるに至ったときは、この限りでないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、①により審判の取消し又は変更をする場合には、その審判における当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ④ ①による取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、その取消し又は変更の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ク 中間決定

- ① 家庭裁判所は、審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができるものとする。
- ② 中間決定は、裁判書を作成して行わなければならないものとする。

ケ 審判以外の裁判

- ① 裁判所は、家事審判の手続においては、審判をする場合を除き、

決定で裁判をするものとする。この場合においては〔、特別の定めがある場合を除き〕、第2の1(7)アからキまでの規律（同イ②のただし書及びエ①の規律を除く。）を準用するものとする。

② 家事審判の手續の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

③ 審判以外の裁判は、判事補が単独ですることができるものとする。

#### (8) 取下げによる事件の終了

① 別表第一に掲げる事項についての家事審判の申立ては、審判があるまで、その全部又は一部を取り下げることができるものとする。

② 別表第二に掲げる事項についての審判事件の申立ては、審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができるものとする。

③ ②の規律による申立ての取下げは、審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

④ ③の場合においては、裁判所書記官は、相手方に対し、遅滞なく、申立ての取下げがあった旨を通知しなければならないものとする。ただし、申立ての取下げが期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでないものとする。

⑤ 申立ての取下げの通知を受けた日から2週間以内に相手方が異議を述べないときは、申立ての取下げに同意したものとみなすものとする。申立ての取下げが期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、申立ての取下げがあった日から2週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とするものとする。

⑥ 申立ての取下げについては、民事訴訟法第261条第3項及び第262条第1項と同様の規律を置くものとする。

#### (9) 取下げ擬制

〔申立人（家事審判の申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合においては、当事者双方）が、連続して二回、呼出しを受けた期日に出頭せず、又は呼出しを受けた期日において陳述をしないで退席をしたときは、申立ての取下げがあったものとみなすことができる。〕

### 2 不服申立て

#### (1) 審判に対する不服申立て

##### ア 即時抗告

##### (ア) 即時抗告をすることができる審判

① 審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。



- ② 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(イ) 即時抗告期間

- ① 審判に対する即時抗告は、二週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。
- ② ①の期間は、特別の定めがある場合を除き、即時抗告をする者が、審判の告知を受ける者である場合にあっては審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあっては申立人が告知を受けた日（申立人が数人あるときは、申立人が告知を受けた日のうち最も遅い日）から、それぞれ起算するものとする。

(ウ) 即時抗告の提起の方法等

- ① 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
  - i 当事者及び法定代理人
  - ii 原審判の表示及びその審判に対して即時抗告をする旨
- ③ 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならないものとする。
- ④ ③による審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ ④の即時抗告は、審判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。
- ⑥ 第2の1(2)ア④から⑥までの規律は、抗告状が②に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。

(エ) 即時抗告があったことの通知

- ① 抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき、又は〔理由がないことが明らかなき〕を除き、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならないものとする。ただし、抗告審における手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、即時抗告があ

ったことを通知することをもって、抗告状の写しの送付に代えることができるものとする。

- ② 裁判長は、①の規律による抗告状の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならないものとする。

(オ) 陳述の聴取

- ① 別表第一に掲げる事項についての審判事件において即時抗告があったときは、抗告裁判所は、原審における当事者及びその他の審判を受ける者（抗告人を除く。）の陳述を聴かなければ、その審判を取り消すことができないものとする。
- ② 別表第二に掲げる事項についての審判事件において即時抗告があった場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は理由がないことが明らかなきを除き、原審における当事者の陳述を聴かななければならないものとする。

(カ) 原裁判所による更正

原裁判所は、審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならないものとする。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判については、更正することができないものとする。

(キ) 抗告裁判所による裁判

[① 抗告裁判所は、即時抗告について、決定で裁判をする。]

- ② 抗告裁判所は、即時抗告に理由があると認める場合においては、(ケ)における民事訴訟法第307条又は第308条第1項と同様の規律により事件を〔家庭裁判所〕〔第一審裁判所〕に差し戻さないときは、事件について自ら審判に代わる裁判をしなければならないものとする。

(ク) 第一審の管轄違いを理由とする移送

- ① 抗告裁判所は、別表第一に掲げる事項についての審判事件について、事件の全部又は一部が第一審裁判所の管轄に属しない場合には、原審判を取り消さなければならないものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでないものとする。
- ② 抗告裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは、事件を管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

(ケ) 家事審判の手続の規律の準用等

- ① 審判に対する即時抗告及びこれに関する抗告審の手続については、特別の定めがある場合を除き、第2の1((7)エ①のただし書を除く。)及び4並びに第3の規律を準用するものとする。〔ただし、第2の1(7)キの規律については、高等裁判所の終局決定が家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができないものであるときに限り、準用するものとする。〕
- ② ①にかかわらず、(エ)①の規律による抗告状の写しの送付又はこれに代わる即時抗告があったことの通知をしない場合については、第2の1(6)カ及びキの規律を準用しない。
- ③ 審判に対する即時抗告及び抗告審の手続については、民事訴訟法第283条、第284条、第292条、第298条第1項、第299条第1項、第302条、第303条第1項から第4項まで及び第305条から第308条までと同様の規律を置くものとする。

イ 特別抗告

(ア) 特別抗告をすることができる裁判等

- ① 家庭裁判所の審判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の審判に代わる裁判に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。
- ② ①の抗告(以下②及び(イ)において「特別抗告」という。)が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

(イ) 原裁判の執行停止

- ① 特別抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。ただし、(ア)②の抗告裁判所又は原審判をした家庭裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特別抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。
- ② ①により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならないものとする。
- ③ ②の担保については、民事訴訟法第76条、第77条、第79条及び第80条と同様の規律を置くものとする。

(ウ) 即時抗告の規律の準用等

- ① 特別抗告及びこれに関する抗告審の手續については、特別の定めがある場合を除き、ア（イ）②，（ウ）から（オ）まで〔，（キ）①〕及び（ケ）の規律を準用するものとする。
- ② 特別抗告及びこれに関する抗告審の手續については、民事訴訟法第314条第2項，第315条，第316条，第321条第1項，第322条，第325条第1項前段，第2項，第3項後段及び第4項，第326条並びに第336条第2項と同様の規律を置くものとする。

#### ウ 許可抗告

##### （ア）許可抗告をすることができる裁判等

- ① 高等裁判所の審判に代わる裁判（②の申立てについての裁判を除く。）に対しては、イ（ア）①による場合のほか、その高等裁判所が②の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし、その裁判が家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。
- ② ①の高等裁判所は、①の裁判について、最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。
- ③ ②の申立てにおいては、イ（ア）①の事由を理由とすることはできないものとする。
- ④ ②による許可があつた場合には、①の抗告（⑤及び（イ）①において「許可抗告」という。）があつたものとみなすものとする。
- ⑤ 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- ⑥ 最高裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄することができるものとする。

##### （イ）即時抗告の規律の準用等

- ① 許可抗告及びこれに関する抗告審の手續については、特別の定めがある場合を除き、ア（イ）②，（ウ）から（オ）まで〔，（キ）①〕及び（ケ）並びにイ（イ）の規律を準用するものとする。
- ② （ア）②の申立てについては民事訴訟法第315条及び第336条第2項と同様の規律を、（ア）②の許可をする場合については同法第318条第3項と同様の規律を、（ア）②の許可があつた場合に

については同法第318条第4項後段，第321条第1項，第322条，第325条（第1項後段及び第3項前段を除く。）及び第326条と同様の規律を置くものとする。

(2) 審判以外の裁判に対する不服申立て

ア 不服申立ての対象

審判以外の裁判に対しては，特別の定めがある場合に限り，即時抗告をすることができるものとする。

イ 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は，家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。ただし，その裁判が家事審判事件が係属している家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限るものとする。

② ①の異議の申立てについての裁判に対しては，即時抗告をすることができるものとする。

ウ 即時抗告期間等

① 審判以外の裁判に対する即時抗告は，裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし，その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

② ①本文の即時抗告は，執行停止の効力を有しないものとする。ただし，抗告裁判所又は原裁判所は，申立てにより，担保を立てさせて，又は立てさせないで，即時抗告について裁判があるまで，原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。

③ ②により担保を立てる場合における供託及び担保については，イ（イ）②及び③の規律を準用するものとする。

エ 審判に対する不服申立ての規律の準用

(1)の規律（ア（ア），（イ）①，（エ）及び（オ）を除く。）は，審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用するものとする。

3 再審

(1) 再審

① 確定した審判その他裁判〔（事件を終局させるものに限る。）〕に対しては，再審の申立てをすることができるものとする。

② ①の再審については，民事訴訟法第四編〔（同法第349条を除く。）〕の規律を準用するものとする。

- ③ ②による再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。
  - ④ ②により再審開始の決定が確定した場合に裁判所が裁判を正当として再審の申立てを棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。ただし、その裁判に対し即時抗告をすることができる者に限るものとする。
- (2) 執行停止の裁判
- ① 裁判所は、(1)①の再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命ずることができるものとする。
  - ② ①による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
  - ③ 2(1)イ(イ)②及び③の規律は、①により担保を立てる場合における供託及び担保について準用するものとする。
- 4 審判前の保全処分
- (1) 審判前の保全処分
- ① 家庭裁判所は、この法律に定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができるものとする。
  - ② 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、①の審判に代わる裁判をするものとする。
- (2) 審判前の保全処分の申立て等
- ① 審判前の保全処分（(1)①の審判及び同②の審判に代わる裁判をいう。）の申立ては、その趣旨及び保全処分を求める事由を明らかにして、しなければならないものとする。
  - ② 審判前の保全処分の申立人は、第2の1(4)ア①の規律にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならないものとする。
  - ③ 家庭裁判所（(1)②の場合にあつては高等裁判所）は、審判前の保全処分の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。
- (3) 陳述の聴取

仮の地位を定める仮処分を命ずる審判（(1)②の審判に代わる裁判を含む。）は、審判を受ける者となるべき者の陳述を聴く手続を経なければ、することができないものとする。ただし、その手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(4) 記録の閲覧等

家庭裁判所（(1)②の場合にあつては高等裁判所）は、審判前の保全処分の事件について、当事者から審判前の保全処分の事件の記録の閲覧等の許可の申立てがあつた場合には、第2の1(1)セの規律にかかわらず、審判前の保全処分を受ける者となるべき者に対し、当該事件が係属したことを通知し、又は審判前の保全処分を告知するまでは、相当と認めるときに限り、記録の閲覧等を許可することができるものとする。

(5) 審判

- ① 審判前の保全処分は、疎明に基づいてするものとする。
- ② 審判前の保全処分は、特別の定めがある場合を除き、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。
- ③ 第2の1(7)イ②は、審判前の保全処分については適用しないものとする。
- ④ 審判前の保全処分の執行及び効力は、民事保全法その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従うものとする。

(6) 即時抗告

- ① 審判前の保全処分（(1)②の審判に代わる裁判を除く。②において同じ。）の申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。ただし、次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、この限りでないものとする。
  - i 第3の1(10)①，2(7)①，3(8)①，6(9)①及び13(10)①の規律による財産管理者選任又は財産の管理等に関する指示の保全処分
  - ii 第3の1(11)①（2(8)，3(9)及び9(6)において準用する場合を含む。），7(6)ウ①（⑤において準用する場合を含む。），8(8)①，8(9)②及び18(7)①の規律による職務代行者の選任の保全処分
- ② 本案の家事審判の申立てについての審判（申立てを却下するものを除く。）に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（② i 及び ii に掲げる保全処分を命ずるものを除く。）に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(7) 即時抗告に伴う執行停止

- ① (6)②により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復することができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があったときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分取消しを命ずることができるものとする。審判前の保全処分の事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができるものとする。
  - ② (2)②及び③の規律は、①の規律による申立てについて準用するものとする。
- (8) 事情の変更による審判前の保全処分取消し
- ① 審判前の保全処分が確定した後に、保全処分を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、本案の家事審判事件が係属する家庭裁判所は、本案の家事審判の申立てについての審判（申立てを却下するものを除く。）に対し即時抗告をすることができる者の申立てにより又は職権で、審判前の保全処分を取り消す審判をすることができるものとする。
  - ② 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、①の審判前の保全処分を取り消す審判に代わる裁判をするものとする。
  - ③ (2)及び(5)①から③までの規律は、①の審判前の保全処分を取り消す審判及び②の審判前の保全処分を取り消す審判に代わる裁判について準用するものとする。
- (9) 即時抗告等
- ① 審判前の保全処分を取り消す審判の申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。ただし、(6)① i 及び ii に掲げる審判前の保全処分取消しの申立てを却下する審判については、この限りでない。
  - ② 審判前の保全処分の申立人は、審判前の保全処分を取り消す審判（(6)① i 及び ii に掲げる保全処分を取り消す審判を除く。）及び(11)における民事保全法（平成元年法律第九十一号）第33条と同様の規律による原状回復の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。ただし、(6)① i 及び ii に掲げる保全処分を取り消す審判につい



ては、この限りでない。

- ③ (7)の規律は、①及び②による即時抗告に伴う執行停止について準用するものとする。

(10) 調書の作成の特則

裁判所書記官は、審判前の保全処分の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

[(11) 家事審判の手続の規律の適用除外

審判前の保全処分に関する手続については、1(6)の規律は適用しない。]

(11) 民事保全法の準用

審判前の保全処分に関する手続における担保については民事保全法第4条と同様の規律を、審判前の保全処分については同法第14条、第15条及び第20条から第24条まで（第23条第4項を除く。）と同様の規律を、審判前の保全処分を取り消す裁判（審判前の保全処分を取り消す審判を含む。）については同法第33条と同様の規律を、審判前の保全処分を取り消す審判については同法第34条と同様の規律を置くものとする。

5 戸籍の記載等の嘱託

裁判所書記官は、次の i 及び ii に掲げる場合には、最高裁判所の定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）に定める登記を嘱託しなければならないものとする。

i 別表第一に掲げる事項についての審判（戸籍の記載又は後見登記等に関する法律に定める登記の嘱託を要するもの〔として最高裁判所の定めるもの〕に限る。iiにおいて同じ。）又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合

ii 4(1)①の規律による審判又は審判に代わる裁判が効力を生じ、又は効力を失った場合

6 履行の確保

(1) 義務の履行状況の調査及び履行の勧告

① 義務を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が義務を命ずる裁判をした場合にあつては第一審裁判所である家庭裁判所、4(1)②により高等裁判所が義務を命ずる裁判をした場合にあつては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下(1)及び(2)において「義務を命じた家庭裁判所」という。）は、権利者の申出があるときは、その審

判（抗告裁判所又は高等裁判所が義務を命ずる裁判をした場合にあっては、その裁判。（2）①において同じ。）で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができるものとする。

- ② 義務を命じた家庭裁判所は、①による調査及び勧告を他の家庭裁判所に嘱託することができるものとする。
- ③ 義務を命じた家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査及び勧告をさせることができるものとする。
- ④ 義務を命じた家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭その他の〔生活〕環境の調整を行うために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。  
〔⑤ 義務を命じた家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の調査及び勧告に必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し必要な報告を求めることができるものとする。〕  
〔⑥ 義務を命じた家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の調査及び勧告の事件の当事者から当該事件の記録の閲覧等の請求があった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。〕

## (2) 義務履行の命令

- ① 義務を命じた家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができるものとする。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の全部又は一部についてするものとするものとする。
- ② ①の家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならないものとする。

## 第3 家事審判に関する手続（各則）

### 1 成年後見に関する審判事件

#### (1) 管轄

- ① 後見開始の審判事件（別表第一の1の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、成年被後見人となるべき者の住所地を管轄

する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

- ② 成年後見に関する審判事件（別表第一の1の項から16の項までの事項についての審判事件をいう。）は、①の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。ただし、①の審判事件が家庭裁判所に係属している場合には、その家庭裁判所の管轄に属するものとする。

(2) 手続行為能力

次のiからixまでに掲げる審判事件の手続において、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、未成年者又は成年被後見人であっても、第1の4(1)の規律にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができるものとする。その者が被保佐人又は被補助人であって、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も同様とするものとする。

- i 後見開始の審判事件
- ii 後見開始の取消しの審判事件（別表第一の2の項の事項についての審判事件をいう。）
- iii 成年後見人の選任の審判事件（別表第一の3の項の事項についての審判事件をいう。）
- iv 成年後見人の解任の審判事件（別表第一の5の項の事項についての審判事件をいう。）
- v 成年後見監督人の選任の審判事件（別表第一の6の項の事項についての審判事件をいう。）
- vi 成年後見監督人の解任の審判事件（別表第一の8の項の事項についての審判事件をいう。）
- vii 成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第一の12の項の事項についての審判事件をいう。）
- viii 成年後見の事務に関する処分の審判事件（別表第一の14の項の事項についての審判事件をいう。）
- ix 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の15の項の事項についての事件をいう。以下同じ。）

(3) 精神の状況に関する鑑定及び医師の意見の聴取

- ① 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、後見開始の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないもの

とする。

- ② 家庭裁判所は、成年被後見人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、民法第10条の規定による後見開始の審判の取消しの審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

(4) 陳述及び意見の聴取

- ① 家庭裁判所は、次の i から v までに掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者（i から iii までにあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人にあつては、その心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでないものとする。

i 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

ii 後見開始の審判の取消しの審判（民法第10条の規定による場合に限る。） 成年被後見人及び成年後見人

iii 成年後見人の選任の審判又は成年後見監督人の選任の審判 成年被後見人となるべき者又は成年被後見人

iv 成年後見人の解任の審判 成年後見人

v 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

- ② 家庭裁判所は、i 及び ii に掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。

i 成年後見人の選任の審判 成年後見人となるべき者

ii 成年後見監督人の選任の審判 成年後見監督人となるべき者

(5) 申立ての取下げの制限

- ① 後見開始の審判の申立ては、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができないものとする。

- ② 民法第843条第2項の規定による成年後見人の選任の申立てをした者は、家庭裁判所の許可を得なければ、当該申立てを取り下げることができないものとする。第845条の規定により成年後見人の選任の申立てをしなければならない者も同様とする。

(6) 審判の告知

- ① 後見開始の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならないものとする。

- ② i から ii に掲げる審判は、第2の1(7)イに定める者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならないものとする。

i 後見開始の審判 民法第843条第1項の規定により成年後見人に

選任される者並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号。以下「任意後見契約法」という。）第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人  
ii 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人及び成年後見監督人

(7) 即時抗告

- ① i から vii までに掲げる審判に対しては、それぞれ（i にあつては、申立人を除く。）に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。
- i 後見開始の審判 民法第7条及び任意後見契約法第10条第2項に規定する者
  - ii 後見開始の審判の申立てを却下する審判 申立人
  - iii 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第10条に規定する者
  - iv 成年後見人の解任の審判 成年後見人
  - v 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族
  - vi 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人
  - vii 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族
- ② 審判の告知を受ける者以外の者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第843条第1項の規定により成年後見人に選任される者に告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

(8) 成年後見の事務に関する監督等

- ① 家庭裁判所は、いつでも、成年後見人又は成年後見監督人に対し、成年被後見人の療養看護、その財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当であると認める事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、適当な者に、成年後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができるものとする。
- ③ 民法第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、②の規律により財産を管理する者について準用するものとする。
- ④ 家庭裁判所は、②の規律により調査又は管理をした者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

- ⑤ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に②の調査をさせることができるものとする。
- (9) 管理人の権限等
- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第869条において準用する同法第830条第2項又は第3項の規定により選任した管理人を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①の管理人に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができるものとする。
- ③ ①の報告及び計算に要する費用は、成年被後見人の財産の中から支弁するものとする。
- ④ 民法第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、①の管理人に準用するものとする。
- ⑤ 家庭裁判所は、①の管理人に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができるものとする。
- ⑥ ①の管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならないものとする。
- ⑦ ①の規定による囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添付しなければならないものとする。
- ⑧ ⑥及び⑦の規律は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記について準用するものとする。
- ⑨ 家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でないときは、成年被後見人、①の管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、①の管理人の選任その他の命じた処分を取り消さなければならないものとする。
- (10) 後見開始の審判事件を本案とする保全処分
- ① 家庭裁判所は、後見開始の審判の申立てがあった場合において、成年被後見人となるべき者の財産の管理又はその者の監護のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見人となるべき者の財産の管理若しくはその者の監護に関する事項を指示することができるものとする。
- ② 後見開始の審判の申立てがあった場合において、成年被後見人とな

るべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く。⑦において同じ。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができるものとする。

- ③ 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその陳述を聴くことができないときは、第2の4(3)の規定にかかわらず、その者の陳述を聴かずに、②の規律による審判（以下(10)において「後見命令の審判」という。）をすることができるものとする。
  - ④ 後見命令の審判は、第2の4(5)②の規定にかかわらず、財産の管理者（複数ある場合には、そのうちの一人）に告知することによって、その効力を生ずるものとする。
  - ⑤ 後見命令の審判がされたときは、成年被後見人となるべき者にその旨を通知しなければならないものとする。
  - ⑥ 審判の告知を受ける者以外の者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第2の2(1)ア(イ)の規定にかかわらず、④の規定により財産の管理者に告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
  - ⑦ 後見命令の審判があったときは、成年被後見人となるべき者及び財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。
  - ⑧ 民法第27条から第29条までの規定及び(9)①から⑧までの規律は、①の規律により選任された財産の管理者について準用するものとする。
- (11) 成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分
- ① 家庭裁判所は、成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件が係属している場合において、成年被後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人又は成年後見監督人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人若しくは成年後見監督人の解任の審判又はその申立てを却下する審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人又は成年後見監督人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

- ② ①の規律による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、第2の4(5)②の規律にかかわらず、他の成年後見人又は①の規律により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、いつでも、①の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①の規律により選任し、又は②の規律により改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

## 2 保佐に関する審判事件

### (1) 管轄

- ① 保佐開始の審判事件（別表第一の17の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 保佐に関する審判事件（別表第一の17の項から35の項までの事項についての審判事件をいう。）は、①の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。ただし、①の審判事件が家庭裁判所に係属している場合には、その家庭裁判所の管轄に属するものとする。

### (2) 手続行為能力

1(2)の規律は、次のiからxiiに掲げる審判事件における被保佐人となるべき者及び被保佐人について準用するものとする。

- i 保佐開始の審判事件
- ii 保佐人の同意を得なければならない行為の定めに関する審判事件（別表第一の18の項の事項についての審判事件をいう。）
- iii 保佐人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の19の項の事項についての審判事件をいう。）
- iv 保佐開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の20の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）
- v 保佐人の同意を得なければならない行為の定めに関する取消しの審判事件（別表第一の21の項の事項についての審判事件をいう。）
- vi 保佐人の選任の審判事件（別表第一の22の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）
- vii 保佐人の解任の審判事件（別表第一の24の項の事項についての



審判事件をいう。)

- viii 保佐監督人の選任の審判事件（別表第一の26の項の事項についての審判事件をいう。)
- ix 保佐監督人の解任の審判事件（別表第一の28の項の事項についての審判事件をいう。)
- x 保佐人に対する代理権付与の審判事件（別表第一の32の項の事項についての審判事件をいう。)
- xi 保佐人に対する代理権付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の33の項の事項についての審判事件をいう。)
- xii 保佐の事務に関する処分の審判事件（別表第一の34の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)

(3) 陳述及び意見の聴取

- ① 家庭裁判所は、i からviiまでに掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者（i, ii及びivからviまでにあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。
  - i 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者
  - ii 保佐人の同意を得なければならない行為の定め of 審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人
  - iii 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人
  - iv 保佐開始の審判の取消しの審判（民法第14条第1項の規定による場合に限る。） 被保佐人及び保佐人
  - v 保佐人の選任の審判又は保佐監督人の選任の審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人
  - vi 保佐人の解任の審判 保佐人
  - vii 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人
- ② 家庭裁判所は、i からiiまでに掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。
  - i 保佐人の選任の審判 保佐人となるべき者
  - ii 保佐監督人の選任の審判 保佐監督人となるべき者

(4) 審判の告知

- i からviiまでに掲げる審判は、第2の1(7)イに定める者のほか、それぞれに定める者に告知しなければならないものとする。
  - i 保佐開始の審判 民法第876条の2第1項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約法第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

- ii 保佐人の同意を得なければならない行為の定め  
の審判 保佐人及び保佐監督人（保佐人又は保佐監督人の選任の審判と同時にこの号の審判がされた場合にあっては、保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者）
  - iii 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐監督人
  - iv 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人
  - v 保佐人の同意を得なければならない行為の定め  
の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人
  - vi 保佐人に代理権を付与する旨の審判 被保佐人及び保佐監督人（保佐監督人の選任の審判と同時にこの号の審判がされた場合にあっては、保佐監督人となるべき者）
  - vii 保佐人に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判 被保佐人及び保佐監督人
- (5) 即時抗告
- ① i から ix までの各号に掲げる審判に対しては、それぞれに定める者（i 及び iv にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。
    - i 保佐開始の審判 民法第11条本文に掲げる者及び任意後見契約法第10条第2項に規定する者
    - ii 保佐開始の審判の申立てを却下する審判 申立人
    - iii 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第14条第1項に規定する者
    - iv 保佐人の同意を得なければならない行為の定め  
の審判 被保佐人
    - v 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人
    - vi 保佐人の解任の審判 保佐人
    - vii 保佐人の解任の申立てを却下する審判 申立人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族
    - viii 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人
    - ix 保佐監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに被保佐人及びその親族
  - ② 被保佐人となるべき者及び審判の告知を受ける者以外の者による保佐開始の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者及び民法第876条の2第1項の規定により保佐人に選任される者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

(6) 鑑定等に関する規定の準用

1 (3)の規律は被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び医師の意見の聴取について、1 (5)の規律は保佐開始の審判の申立て及び保佐人の選任の申立ての取下げの制限について、1 (8)の規律は保佐の事務に関する監督等について準用するものとする。

(7) 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分

① 家庭裁判所は、保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、被保佐人となるべき者の財産の管理又はその者の監護のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、被保佐人となるべき者の財産の管理若しくはその者の監護に関する事項を指示することができるものとする。

② 保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為（民法第13条第1項に規定する行為に限るものとする。⑤において同じ。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができるものとする。

③ ②の規律による審判（以下(7)において「保佐命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならないものとする。

④ 被保佐人となるべき者及び審判の告知を受ける者以外の者による保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者及び③の規律により財産の管理者に告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

⑤ 保佐命令の審判があつたときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

⑥ 1 (9)（⑨の規律を除く。）の規定及び民法第27条から第29条までの規定は、①の規律により選任された財産の管理者について準用するものとする。

(8) 保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

1の(11)の規律は、保佐人又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用するものとする。

### 3 補助に関する審判事件

#### (1) 管轄

- ① 補助開始の審判事件（別表第一の36の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被補助人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 補助に関する審判事件（別表第一の36の項から55の項までの事項についての審判事件をいう。）は、①の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。ただし、①の審判事件が家庭裁判所に係属している場合には、その家庭裁判所の管轄に属するものとする。

#### (2) 手続行為能力

1(2)の規律は、iからxiiまでに掲げる審判事件における被補助人となるべき者及び被補助人について準用するものとする。

- i 補助開始の審判事件
- ii 補助人の同意を得なければならない行為の定められた審判事件（別表第一の37の項の事項についての審判事件をいう。）
- iii 補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の38の項の事項についての審判事件をいう。）
- iv 補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の39の項の事項についての審判事件をいう。）
- v 補助人の同意を得なければならない行為の定められた取消しの審判事件（別表第一の40の項の事項についての審判事件をいう。）
- vi 補助人の選任の審判事件（別表第一の41の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）
- vii 補助人の解任の審判事件（別表第一の43の項の事項についての審判事件をいう。）
- viii 補助監督人の選任の審判事件（別表第一の45の項の事項についての審判事件をいう。）
- ix 補助監督人の解任の審判事件（別表第一の47の項の事項についての審判事件をいう。）
- x 補助人に対する代理権付与の審判事件（別表第一の51の項の事項についての審判事件をいう。）

xi 補助人に対する代理権付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の52の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）

xii 補助の事務に関する処分の審判事件（別表第一の53の項の事項についての審判事件をいう。）

(3) 精神の状況に関する意見の聴取

家庭裁判所は、被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者から意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができないものとする。

(4) 陳述及び意見の聴取

① 家庭裁判所は、i からviiまでに掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者（i, iii及びivにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

i 補助開始の審判 被補助人となるべき者

ii 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人

iii 補助開始の審判の取消しの審判（民法第18条第1項又は第3項の規定による場合に限る。） 被補助人及び補助人

iv 補助人の選任又は補助監督人の選任の審判 被補助人となるべき者及び被補助人

v 補助人の解任の審判 補助人

vi 補助監督人の解任の審判の審判 補助監督人

② 家庭裁判所は、i 及びiiに掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。

i 補助人の選任の審判 補助人となるべき者

ii 補助人監督人の選任の審判 補助監督人となるべき者

(5) 審判の告知

次の各号に掲げる審判は、第2の1(7)イに定める者のほか、それぞれに定める者に告知しなければならないものとする。

i 補助開始の審判 民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約法第10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

ii 補助人の同意を得なければならない行為の定め審判 補助人及び補助監督人（補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にこの号の審判がされた場合にあつては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）

iii 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人及び補助監督人

- iv 補助開始の審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人
  - v 補助人の同意を得なければならない行為の定め取消しの審判 補助人及び補助監督人
  - vi 補助人に対する代理権付与の審判 被補助人及び補助監督人（補助監督人の選任の審判と同時にこの号の審判がされた場合にあつては、補助監督人となるべき者）
  - vii 補助人に対する代理権付与の審判の取消しの審判 被補助人及び補助監督人
- (6) 即時抗告
- ① 次の各号に掲げる審判に対しては、i からviiiに定める者（i にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。
    - i 補助開始の審判 民法第15条第1項本文に掲げる者及び任意後見契約法第10条第2項に規定する者
    - ii 補助開始の審判の申立てを却下する審判 申立人
    - iii 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第18条第1項に規定する者
    - iv 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人
    - v 補助人の解任の審判 補助人
    - vi 補助人の解任の申立てを却下する審判 申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族
    - vii 補助監督人の解任の審判 補助監督人
    - viii 補助監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに被補助人及びその親族
  - ② 被補助人となるべき者及び審判の告知を受ける者以外の者による補助開始の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者及び民法第876条の7第1項の規定により補助人に選任される者に対する告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- (7) 申立ての取下げの制限等に関する規定の準用
- 1 (5)の規律は補助開始の審判の審判の申立て及び補助人の選任の申立ての取下げの制限について、1 (8)の規律は補助の事務に関する監督等について準用するものとする。
- (8) 補助開始の審判事件を本案とする保全処分
- ① 家庭裁判所は、補助開始の審判の申立てがあつた場合において、被

補助人となるべき者の財産の管理又はその者の監護のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、被補助人となるべき者の財産の管理若しくはその者の監護に関する事項を指示することができるものとする。

- ② 補助開始の審判及び民法第17条第1項の審判の申立てがあった場合において、被補助人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被補助人となるべき者の財産上の行為（同法第13条第1項に規定する行為であって、同法第17条第1項の審判の申立てに係るものに限るものとする。⑤において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けるべきことを命ずることができるものとする。
  - ③ ②の規定による審判（③及び⑤において「補助命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならないものとする。
  - ④ 被補助人となるべき者及び審判の告知を受ける者以外の者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、第2の2(1)ア（イ）の規定にかかわらず、被補助人となるべき者及び③の規律により財産の管理者に告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
  - ⑤ 補助命令の審判があったときは、被補助人となるべき者及び財産の管理者は、被補助人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。
  - ⑥ 1の(9)（⑨の規律を除く。）の規律及び民法第27条から第29条までの規定は、第1項の規定により選任された財産の管理者について準用するものとする。
- (9) 補助人又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分
- 1の(11)の規律の規定は、補助人又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用するものとする。
- 4 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件
- (1) 管轄
- 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の55の項に

についての審判事件をいう。)は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

## (2) 管理人の権限等

- ① 家庭裁判所は、いつでも、民法第25条の規定により選任した管理人を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①の管理人に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができるものとする。民法第27条第2項の場合においては、同項の管理人についても、同様とするものとする。
- ③ ②の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中から支弁するものとする。
- ④ 民法第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、①の管理人に準用するものとする。
- ⑤ 家庭裁判所は、管理人（①の管理人及び民法第27条第2項の管理人をいう。⑤及び(3)において同じ。）に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができるものとする。
- ⑥ 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判〔裁判〕が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならないものとする。
- ⑦ ⑥の規定による嘱託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添付しなければならないものとする。
- ⑧ ⑥及び⑦の規律は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記について準用するものとする。

## (3) 処分の取消し

家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でないときは、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、管理人の選任その他の命じた処分を取り消さなければならないものとする。

## 5 失踪の宣告に関する審判事件

### (1) 失踪の宣告の審判事件

- ① 失踪の宣告の審判事件（別表第一の56の項の事項についての審判事件をいう。②において同じ。）は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 1(2)の規律は、失踪の宣告の審判事件における不在者について準用するものとする。



- ③ 家庭裁判所は、失踪の宣告の申立てがあつた場合において、その申立てを却下しないときは、次に掲げる事項を公告しなければならないものとする。この場合において、ii及びiiiの期間は、民法第30条第1項の場合には3月を、同条第2項の場合には1月を下つてはならないものとする。
    - i 不在者について失踪の宣告の申立てがなされたこと
    - ii 不在者は、一定の期間までにその生存の届出をすべきこと
    - iii 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと
    - iv iiの届出がないときは、失踪の宣告がなされること]
  - ④ 家庭裁判所は、③ii及びiiiの期間を経過した後でなければ、失踪の宣告の審判をすることができないものとする。
  - ⑤ 失踪の宣告の審判は、第2の1(7)イの規律にかかわらず、不在者に告知をすることを要しないものとする。
  - ⑥ 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(iにあつては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができるものとする。
    - i 失踪の宣告の審判 不在者及び利害関係人
    - ii 失踪の宣告の申立てを却下する審判 申立人
- (2) 失踪の宣告の取消しの審判事件
- ① 失踪の宣告の取消しの審判事件(別表第一の57の項の事項についての審判事件をいう。②において同じ。)は、失踪者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
  - ② 1(2)の規律の規定は、失踪の宣告の取消しの審判事件における失踪者について準用するものとする。
  - ③ 失踪の宣告の取消しの審判は、第2の1(7)イの規律にかかわらず、事件記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限り、失踪者に告知すれば足りるものとする。
  - ④ 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(iにあつては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができるものとする。
    - i 失踪の宣告の取消しの審判 利害関係人
    - ii 失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判 失踪者及び利害関係人

## 6 婚姻に関する審判事件

### (1) 管轄

次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁

判所の管轄に属するものとする。

- i 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（別表第二の1の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。） 夫又は妻の住所地
- ii 夫婦財産契約により定められた管理者の変更等の審判事件（別表第一の58の項の事項についての審判事件をいう。） 夫又は妻の住所地
- iii 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（別表第二の2の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。） 夫又は妻の住所地
- iv 子の監護に関する処分の審判事件（別表第二の3の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。） 子の住所地（父又は母を同じくする数人の子についての申立てにあっては、その一人の子の住所地）
- v 財産の分与に関する処分の審判事件（別表第二の4の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。） 夫又は妻であった者の住所地
- vi 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第二の5の項の事項についての審判事件をいう。） 所有者の住所地

(2) 手続行為能力

1(2)の規律は、次の各号に掲げる審判事件における当該各号に定める者について準用するものとする。ただし、財産上の給付を求める審判事件については、この限りでないものとする。

- i 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件 夫及び妻
- ii 子の監護に関する処分の審判事件 子

(3) 陳述の聴取

- ① 家庭裁判所は、第2の1(6)ウに定めるほか、子の監護に関する処分の審判（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く。）をする場合には、子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、夫婦財産契約により定められた管理者の変更等の審判をする場合には、夫及び妻（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

(4) 申立ての取下げの制限

- ① [第2の1(8)②の規律にかかわらず、] 財産の分与に関する処分の審判の申立ての取下げは、相手方が本案について書面を提出し、又は期日において陳述をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

- ② 第2の1(8)④及び⑤の規律は、①の場合について準用するものとする。
- (5) 給付命令等
- ① 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判においては、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更することができるものとする。〔この場合には、必要な事項を指示することができるものとする。〕
- ② 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判において、当事者（iiにあつては夫又は妻）に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。
- i 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判
  - ii 夫婦財産契約により定められた管理者の変更等の審判
  - iii 婚姻費用の分担に関する処分の審判
  - iv 財産の分与に関する処分の審判
- ③ 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判において、子の監護をすべき者の指定又は変更、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の定めをする場合には、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。
- (6) 共有財産の分割
- ① 家庭裁判所は、夫婦財産契約により定められた管理者の変更の申立てとともに共有財産の分割に関する処分の申立てがあつた場合において、管理者の変更の審判をするときは、併せて共有財産の分割に関する処分の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、①の審判をする場合において、特別の事由があると認めるときは、共有財産の分割の方法として、当該財産を一方の婚姻の当事者に取得させ、当該当事者に他方の婚姻の当事者に対して債務を負担させることができるものとする。
- (7) 即時抗告
- 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。
- i 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判及びその申立てを却下する

審判 夫及び妻

- ii 夫婦財産契約により定められた管理者の変更等の審判及びその申立てを却下する審判 夫及び妻
- iii 婚姻費用の分担に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判 夫及び妻
- iv 子の監護に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判 父、母及び子の監護者
- v 財産の分与に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判 夫又は妻であった者
- vi 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者を指定する審判及びその申立てを却下する審判 婚姻の当事者（民法第751条第2項において準用する同法第769条第2項の規定による場合にあっては、生存配偶者）その他の利害関係人

(8) 婚姻に関する審判事件を本案とする審判前の保全処分

① 家庭裁判所は、次に掲げる審判事件については、本案の家事審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

- i 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件
- ii 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件
- iii 子の監護に関する処分の審判事件
- iv 財産の分与に関する処分の審判事件

② 家庭裁判所は、①iiiに掲げる審判事件について仮の地位を定める仮処分（監護費用に関する仮処分を除く。）の審判をするには、子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴く手続を経なければならないものとする。ただし、その手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(9) 夫婦財産契約により定められた管理者の変更等の審判事件を本案とする審判前の保全処分

① 家庭裁判所は、夫婦財産契約により定められた管理者の変更の審判の申立てがあった場合において、他方の婚姻の当事者の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、夫婦財産契約により定められた管理者の変更の審判（共有財産の分割に関する処分の申立てがあ

った場合においてはその審判) が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、他方の婚姻の当事者の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

- ② 夫婦財産契約により定められた管理者の変更等の審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者又は他方の婚姻の当事者の申立てにより、仮処分その他の必要な保全処分の審判をすることができるものとする。
- ③ ①により選任された財産の管理者については、1(9)(⑨を除く。)の規律及び民法第27条から第29条までの規定を準用するものとする。

## 7 親子に関する審判事件

### (1) 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件

- ① 嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件(別表第一の59の項の事項についての審判事件をいう。②において同じ。)は、子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 1(2)の規律は、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件における夫について準用するものとする。
- ③ 申立人は、嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

### (2) 子の氏の変更の許可の審判事件

- ① 子の氏の変更の許可の審判事件(別表第一の60の項の事項についての審判事件をいう。②において同じ。)は、子の住所地を管轄する家庭裁判所(父又は母を同じくする数人の子についての事件にあっては、その一人の子の住所地を管轄する家庭裁判所)の管轄に属するものとする。
- ② 1(2)の規律は、子の氏の変更の許可の審判事件における十五歳以上の子について準用するものとする。
- ③ 申立人は、子の氏の変更の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

### (3) 養子縁組をするについての許可の審判事件

- ① 養子縁組をするについての許可の審判事件(別表第一の61の項の事項についての審判事件をいう。)は、養子となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 1(2)の規律は、①の審判事件における養親となるべき者及び十五

歳以上の子について準用するものとする。

- ③ 家庭裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判をする場合には、i 及び ii 次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子となるべき者については、その心身の障害によりその陳述を聴くことができない場合は、この限りでないものとする。
    - i 養子となるべき者（十五歳以上のものに限る。）
    - ii 養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人
  - ④ 申立人は、養子縁組をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- (4) 死後離縁をするについての許可の審判事件
- ① 死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第一の62の項の事項についての審判事件をいう。②において同じ。）は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
  - ② 1（2）の規律は、死後離縁をするについての許可の審判事件における養親及び養子（十五歳以上のものに限る。）について準用するものとする。
  - ③ 家庭裁判所は、養子の死後に死後離縁をするについての許可の申立てがあった場合には、その申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないことが明らかなきを除き、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、その旨を通知するものとするものとする。ただし、事件記録上その者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限るものとする。
  - ④ i 及び ii に掲げる審判に対しては、それぞれに定める者（i にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。
    - i 死後離縁を許可する審判 利害関係人
    - ii 死後離縁をするについての許可の申立てを却下する審判 申立人
- (5) 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件
- ① 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件は、その所有者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
  - ② 家庭裁判所は、離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ぜることができるものとする。
  - ③ 離縁の当事者その他の利害関係人は、離縁等の場合における祭具等

の所有権の承継者の指定の審判及び同指定の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(6) 特別養子縁組に関する審判事件

ア 特別養子縁組の成立の審判事件

- ① 特別養子縁組の成立の審判事件（別表第一の63の項の事項についての審判事件をいう。②において同じ。）は、養親となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 1（2）の規律は、特別養子縁組の成立の審判事件における養親となるべき者及び養子となるべき者の父母について準用するものとする。
- ③ 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立させる審判をする場合には、
  - i から iii に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。この場合において、ii に掲げる者の同意がないにもかかわらずその審判をするときは、その者の陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならないものとする。
  - i 養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人
  - ii 養子となるべき者の父母
  - iii 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人
- ④ 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判をする場合には、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。
- ⑤ 特別養子縁組を成立させる審判は、第2の1(7)イに定める者のほか、
  - i 及び ii に掲げる者に告知しなければならないものとする。
  - i 養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人
  - ii 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人
- ⑥ 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立の審判をする場合において、養子となるべき者の父母が知れないときは、③及び⑤の規律にかかわらず、養子となるべき者の父母及び養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人の陳述を聴くこと及びその者らにその審判を告知することを要しないものとする。

⑦ 特別養子縁組を成立させる審判は、第2の1(7)イ①の規律にかかわらず、養子となるべき者に告知することを要しない。

⑧ i 及び ii に掲げる審判に対しては、それぞれに定める者は、即時抗告をすることができるものとする。

i 特別養子縁組の成立の審判 養子となるべき者の父母、及び養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人及び養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人

ii 特別養子縁組の申立てを却下する審判 申立人

#### イ 特別養子縁組の離縁の審判事件

① 特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第一の64の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、養親の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

② 1(2)の規律は、特別養子縁組の離縁の審判事件における養親、養子及び養子の実父母について準用するものとする。

③ 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をする場合には、i から vi に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。この場合において、i、iii 及び v に掲げる者にあつては、審問の期日において、これを行わなければならないものとする。

i 養子（十五歳以上のものに限る）

ii 養子に対し親権を行う者又は養子の後見人

iii 養親

iv 養親の後見人

v 養子の実父母

vi 養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人

④ 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判をする場合には、③ ii、v 及び vi に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。

⑤ 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、第2の1(7)イに定める者のほか、次に掲げる者に告知しなければならないものとする。

i 養親の後見人

ii 養子に対し親権を行う者又は養子の後見人

iii 養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人

⑥ 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、第2の1(7)イにかかわらず、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養



子の福祉を害すると認める場合を除き、養子に対し告知しなければならない。

⑦ i 及び ii に掲げる審判に対しては、それぞれに定める者（i にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

i 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判 養親及びその後見人、養子及び養子に対し親権を行う者又は養子の後見人並びに養子の実父母及び養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人

ii 特別養子縁組の離縁の申立てを却下する審判 申立人

⑧ 養子による特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対する即時抗告の期間は、第2の1(7)イの規律にかかわらず、養子以外の者が審判の告知を受けた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

ウ 特別養子縁組の成立の審判事件又は特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分

① 家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあつた場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、いつでも、①の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

③ ①の規律により職務の執行を停止する審判は、第2の4(5)②の規律にかかわらず、養子となるべき者に対し親権を行う者又は①の規律により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生じるものとする。

④ 家庭裁判所は、①の規律により選任し、又は②の規律により改任した職務代行者に対し、養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

⑤ ①から④までの規律（養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に係る部分を除く。）は、特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分について準用するものとする。

## 8 親権に関する審判事件

### (1) 管轄

親権に関する審判事件（別表第一の65の項から69の項までの事項についての審判事件及び別表第二の7の項及び8の項の事項についての審判事件をいう。（2）において同じ。）は、子の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分申立ては、その一人の子の住所地を管轄する家庭裁判所にすることができるものとする。

### (2) 手続行為能力

1 (2) の規律は、親権に関する審判事件における子の手続行為、養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件（別表第二の7の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）における養親の手続行為並びに i から iv までに掲げる審判事件における父及び母について準用するものとする。

- i 親権喪失又は管理権喪失及びその取消しの審判事件（別表第一の68の項の事項についての審判事件をいう。）
- ii 親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件（別表第一の69の項の事項についての審判事件をいう。）
- iii 親権者となるべき者の指定の審判事件
- iv 親権者の指定又は変更の審判事件（別表第二の8の項の事項についての審判事件をいう。）

### (3) 陳述の聴取

① 家庭裁判所は、i から iv までの各号に掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者（ii 及び iv にあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

- i 親権喪失の審判又は管理権喪失の審判 子（十五歳以上のものに限る。）及び子の親権者
- ii 親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子（十五歳以上のものに限る。）、子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人及び親権喪失又は管理権喪失の審判を受けた者
- iii 親権又は管理権を辞するについての許可の審判 子（十五歳以上のものに限る。）
- iv 親権又は管理権を回復するについての許可の審判 子（十五歳以上のものに限る。）及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見

人

- ② 家庭裁判所は、第2の1(6)ウに定めるほか、親権者の指定又は変更の審判をする場合には、子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならないものとする。
  - ③ 家庭裁判所は、① i の規律により子の親権者の陳述を聴く場合には、審問の期日においてしなければならないものとする。
- (4) 審判の告知
- i 及び ii に掲げる審判は、第2の1(7)イに定める者のほか、それぞれに定める者（子にあっては、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合を除く。）に告知しなければならないものとする。
- i 親権喪失又は管理権喪失の審判 子
  - ii 親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人
- (5) 引渡命令等
- 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判において、当事者に対し、子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。
- (6) 即時抗告
- ① i から viii までに掲げる審判に対しては、当該各号（i 及び iii にあっては、申立人を除く。）に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。
    - i 親権喪失又は管理権喪失の審判 親権喪失又は管理権喪失の審判を受ける者及びその親族
    - ii 親権喪失又は管理権喪失の審判の申立てを却下する審判 申立人、〔子〕及び子の親族
    - iii 親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判 子の親権者又は未成年後見人、〔子〕及び子の親族
    - iv 親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判 親権喪失又は管理権喪失の審判を受けた者及びその親族
    - v 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判 申立人
    - vi 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判 養子の父及び母並びに養子の監護者
    - vii 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判

判 申立人，養子の父及び母並びに養子の監護者

viii 離婚等の場合における親権者の指定又は変更の審判又はその申立てを却下する審判 父及び母並びに子の監護者

② i 及び ii の即時抗告の期間は，それぞれに定める日から進行するものとする。

i 子及び審判の告知を受ける者以外の者による親権喪失又は管理権喪失の審判に対する即時抗告 親権喪失又は管理権喪失の審判を受ける者が審判の告知を受けた日

ii [子及び] 審判の告知を受ける者以外の者による親権喪失又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告 親権喪失又は管理権喪失の審判を受けた者が審判の告知を受けた日

(7) 管理人の権限等に関する規定の準用

1 (9) の規律は，第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の 6 7 の項の事項についての審判事件をいう。）における処分について準用するものとする。

(8) 親権喪失又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分

① 家庭裁判所は，親権喪失又は管理権喪失の審判の申立てがあった場合において，子の利益のため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，親権喪失又は管理権喪失の審判の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間，親権者の職務の執行を停止し，又はその職務代行者を選任することができるものとする。

② ①の規律による親権者の職務の執行を停止する審判は，第 2 の 4 (5) ②の規律にかかわらず，子に対し親権を行う者又は①の規定により選任した職務代行者に告知することによって，その効力を生ずるものとする。

③ 家庭裁判所は，いつでも，①の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

⑤ 家庭裁判所は，①の規律により選任し，又は②の規律により改任した職務代行者に対し，子の財産の中から，相当な報酬を与えることができるものとする。

(9) 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分

① 家庭裁判所は，本案の家事審判の申立てがあった場合において，強制執行を保全し，又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

- ② 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判の申立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権者の指定又は変更の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。
- ③ ①の規律により仮の地位の仮処分を命ずる審判は、子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴く手続を経なければ、することができないものとする。ただし、その手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。
- ④ ②の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、第2の4(5)②の規律にかかわらず、子に対し親権を行う者又は②の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずるものとする。
- ⑤ 家庭裁判所は、いつでも、②の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、②の規定により選任し、又は⑤の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

## 9 未成年後見に関する審判事件

### (1) 管轄

未成年後見に関する審判事件（別表第一の70の項から83の項までの事項についての審判事件をいう。）は、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

### (2) 手続行為能力

1 (2) の規律は、i からviiまでの審判事件における未成年被後見人の手続行為及び養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の指定の審判事件（別表第一の70の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）における養親について準用するものとする。

- i 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の指定の審判事件
- ii 未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の71の項の事項についての審判事件をいう。）
- iii 未成年後見人の解任の審判事件（別表第一の73の項の事項についての審判事件をいう。）
- iv 未成年後見監督人の選任の審判事件（別表第一の74の項の事項についての審判事件をいう。）

- v 未成年後見監督人の解任の審判事件（別表第一の76の項の事項についての審判事件をいう。）
  - vi 未成年被後見人に関する特別代理人の選任（別表第一の79項の事項についての審判事件をいう。）
  - vii 未成年後見の事務に関する処分の審判事件（別表第一の81の項の事項についての審判事件をいう。）
  - viii 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の82の項の事項についての審判事件をいう。）
- (3) 陳述及び意見の聴取
- ① 家庭裁判所は、i からivまでに掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者（i 及びiiにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。
    - i 未成年後見人の選任 未成年被後見人（十五歳以上のものに限る。）
    - ii 未成年後見監督人の選任 未成年被後見人（十五歳以上のものに限る。）
    - iii 未成年後見人の解任 未成年後見人
    - iv 未成年後見監督人の解任 未成年後見監督人
  - ② 家庭裁判所は、i 及びiiに掲げる審判をする場合には、それぞれに定める者の意見を聴かなければならないものとする。
    - i 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任 未成年後見人となるべき者
    - ii 未成年後見人の選任 未成年後見人となるべき者
    - iii 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人となるべき者
- (4) 即時抗告
- i からvまでに掲げる審判に対しては、それぞれに定める者は、即時抗告をすることができるものとする。
    - i 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判 申立人
    - ii 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人
    - iii 未成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人，未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族
    - iv 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人
    - v 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに未成年被後見人及びその親族

(5) 成年後見に関する審判事件の規律の準用

1 (5)②の規律は未成年後見人の選任の申立ての取下げ制限について、1 (8)の規律は未成年後見に関する監督等について、1 (9)の規律は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件における処分について準用するものとする。

(6) 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

1 (11)の規律は、未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用するものとする。

10 扶養に関する審判事件

(1) 管轄

① 扶養義務の設定の審判事件（別表第一の84の項の事項についての審判事件をいう。）は、扶養義務者となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。ただし、数人に対して扶養義務の設定を求める申立ては、その一人の住所地を管轄する家庭裁判所にすることができるものとする。

② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第20条第2項第4号の規定による選任の申立ては、扶養義務の設定の申立てに併合してすることができるものとする。この場合の申立ては、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所にすることができるものとする。

③ 扶養義務の設定の取消しの審判事件（別表第一の85の項の事項についての審判事件をいう。）は、その扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所がその扶養義務の設定の裁判をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。

④ 扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（別表第二の9の項の事項についての審判事件をいう。）及び扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（別表第二の10の項の事項についての審判事件をいう。）は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。ただし、相手方が数人あるときは、その一人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

(2) 陳述の聴取

家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならないものとする。

- i 扶養義務の設定の審判 扶養義務者となるべき者
  - ii 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者
- (3) 給付命令等
- 家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

- (4) 即時抗告
- 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（i 及び iii にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

- i 扶養義務の設定の審判 扶養義務者となるべき者
- ii 扶養義務の設定の申立てを却下する審判 申立人
- iii 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者
- iv 扶養義務の設定の取消しの申立てを却下する審判 申立人
- v 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びに扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判 当事者
- vi 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの申立てを却下する審判並びに扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの申立てを却下する審判 当事者

- (5) 扶養に関する審判事件を本案とする保全処分
- 家庭裁判所は、扶養に関する審判事件（別表第一の 8 4 の項及び 8 5 の項の事項についての審判事件並びに別表第二の 9 の項及び 1 0 の項の事項についての審判事件をいう。）について、本案の家事審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

#### 1 1 推定相続人の廃除に関する審判事件

- (1) 推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件
- ① 推定相続人の廃除の審判事件（別表第一の 8 6 の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件（別表第一の 8 7 の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する



ものとする。ただし、これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあっては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

- ② 1 (2)の規律は、推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件における被相続人について準用するものとする。
- ③ 家庭裁判所は、推定相続人の廃除の審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除き、廃除を求められた推定相続人の陳述を聴かなければならないものとする。
- ④ ③による陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。
- ⑤ 第2の1 (6)ア、イ及びエからキまでの規律は、推定相続人の廃除の審判事件における手続について準用するものとする。
- ⑥ 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。
  - i 推定相続人の廃除の審判 廃除された推定相続人
  - ii 推定相続人の廃除の申立てを却下する審判 申立人
  - iii 推定相続人の廃除の取消しの申立てを却下する審判 申立人

## (2) 遺産の管理に関する処分の審判事件

- ① 推定相続人の廃除又は推定相続人の廃除の取消しの審判確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の88の項の事項についての審判事件をいう。）は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の取消しの審判事件が係属している〔家庭〕裁判所（その審判事件が係属していないときにおいては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所）の管轄に属するものとする。
- ② 1 (9)の規律は、推定相続人の廃除又は推定相続人の廃除の取り消しの審判確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件について準用するものとする。
- ③ 〔家庭〕裁判所は、推定相続人の廃除の審判又は推定相続人の廃除の取消しの審判が確定したときは、廃除を求められた推定相続人、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、遺産の管理に関する処分の審判を取り消さなければならないものとする。

## 1 2 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

- ① 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第二の11の項の事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始し

た地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

- ② 家庭裁判所は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓を承継者に引き渡すべき旨を命ずることができるものとする。
- ③ 相続人その他の利害関係人は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判又はその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

### 1 3 遺産の分割に関する審判事件

#### (1) 管轄

- ① 遺産の分割に関する審判事件（別表第二の12の項から14の項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② ①にかかわらず、遺産の分割の審判事件（別表第二の12の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）が係属している場合における寄与分を定める処分の審判事件（別表第二の14の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、当該遺産の分割の審判事件が係属している裁判所の管轄に属するものとする。

#### (2) 手続の併合等

遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める処分の審判事件が係属するときは、これらの審判事件の手続及び裁判は、併合してしなければならないものとする。数人からの寄与分を定める処分の審判事件が係属するときも、同様とするものとする。

#### (3) 寄与分を定める処分の申立ての期間の指定

- ① 〔家庭〕裁判所は、遺産の分割の審判手続において、当事者が寄与分を定める処分の申立てをすべき期間を定めることができるものとする。この場合において、その期間は、一月を下ってはならないものとする。
- ② 〔家庭〕裁判所は、①により定める期間を経過した後にされた寄与分を定める処分の申立てを却下することができるものとする。
- ③ 〔家庭〕裁判所は、①の期間を定めなかった場合においても、遺産の分割の審判事件の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、寄与分を定める処分の申立てを却下することができるものとする。

#### (4) 遺産の換価処分

- ① 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があるときは、職

権で、相続人に対し、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずる裁判をすることができるものとする。

- ② 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があり、かつ、相当と認めるときは、相続人の意見を聴き、職権で、相続人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずる裁判をすることができるものとする。ただし、共同相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者がいるときは、この限りでないものとする。
  - ③ ①又は②による裁判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、相続人の申立て、又は職権により、その裁判を取り消すことができるものとする。
  - ④ ①又は②による裁判は、第2の1(7)イ①に定める者のほか、遺産の分割の審判事件の当事者に告知しなければならないものとする。
  - ⑤ 相続人は、①又は②による裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
  - ⑥ 家庭裁判所は、①又は②による裁判をする場合において、財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならないものとする。
  - ⑦ 1(9)の規律及び民法第27条から第29条までの規定は、⑦により選任された財産の管理者について準用するものとする。この場合において、1(9)③中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとするものとする。
  - ⑧ 家庭裁判所は、①又は②により換価を命ぜられた相続人に対し、遺産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。
- (5) 申立ての取下げの制限に関する規律の準用  
6(4)の規律は、遺産の分割の審判の申立ての取下げについて準用するものとする。
- (6) 遺産の分割の方法  
家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に遺産に属する財産を取得させ、当該共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対して債務を負担させることができるものとする。
- (7) 給付命令  
家庭裁判所は、遺産の分割の審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

(8) 遺産の分割禁止の審判の取消し及び変更

家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立てにより、いつでも、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

(9) 即時抗告

① 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。

- i 遺産の分割の審判及びその申立てを却下する審判 相続人
- ii 遺産の分割禁止の審判 相続人
- iii 遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判 相続人
- iv 寄与分を定める処分の審判 相続人
- v 寄与分を定める処分の申立てを却下する審判 申立人

② 遺産の分割の審判と寄与分を定める処分の審判又はその申立てを却下する審判とが併合してされたときは、寄与分を定める処分の審判又はその申立てを却下する審判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

③ 数人からの寄与分を定める処分の申立てについて審判が併合してされたときは、その一部の審判についての即時抗告は、併合してされたその余の審判についても、その効力を生ずるものとする。

(10) 遺産の分割の審判事件を本案とする審判前の保全処分

① 家庭裁判所は、遺産の分割の審判事件について、本案の家事審判の申立てがあった場合において、財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割の審判又はその申立てを却下する審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

② ①の場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、その申立てをした者又は相手方の申立てにより、仮差押、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

③ 1(9)の規律及び民法第27条から第29条までの規定は①により選任された財産の管理者について準用するものとする。

1.4 相続の承認及び放棄に関する審判事件

① 相続の承認及び放棄に関する審判事件（別表第一の89の項から95項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始した地を

管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。

- ② ①の規律にかかわらず、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の93の項の事項についての審判事件をいう。）は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属するものとする。
- ③ 家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理したときにあつては、その裁判所）は、相続人が数人ある場合において限定承認の申述を受理したときは、職権で、民法第936条第1項の規定により相続財産の管理人を選任しなければならないものとする。
- ④ 1(2)の規律は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件（別表第一の91の項の事項についての審判事件をいう。）における相続の限定承認又は放棄の取消しをすることができる者について準用するものとする。
- ⑤ 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述は、家事審判の申立書に代えて、その旨を記載した申述書を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ⑥ ①の申述は、〔第2の1(7)イ②の規律にかかわらず、〕家庭裁判所に受理された時に、その効力を生ずるものとする。この場合においては、第2の1(7)イ①の規律は、適用しないものとする。
- ⑦ 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。
  - i 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判  
申立人
  - ii 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判 相続の限定承認又は放棄の取消しをすることができる者
  - iii 相続の限定承認又は放棄の申述を却下する審判 申述人
- ⑧ 1(9)の規律は、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件（別表第一の90の項の事項についての審判事件をいう。）における処分について準用するものとする。この場合において、1(9)③中「未成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

#### 15 相続財産の分離に関する審判事件

- ① 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める裁判所の管轄に属するものとする。

- i 相続財産の分離に関する処分（別表第一の96の項の事項についての審判事件をいう。） 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所
  - ii 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分（別表第一の97の項の事項についての審判事件をいう。） 相続財産の分離に関する審判事件が係属している裁判所（相続財産の分離を命ずる審判確定後にあつては、相続財産の分離に関する審判事件が係属していた家庭裁判所）
  - iii 相続財産の分離の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の98の項の事項についての審判事件をいう。） 相続財産の分離を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産の分離を命ずる審判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）
- ② 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。
- i 相続財産の分離を命ずる審判 相続人
  - ii 民法第941条第1項の規定による相続財産の分離の申立てを却下する審判 相続債権者及び受遺者
  - iii 民法第950条第1項の規定による相続財産の分離の申立てを却下する審判 相続人の債権者
- ③ 1(9)の規律は、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件における処分について準用するものとする。この場合において、1(9)③中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとするものとする。
- 16 相続人の不存在に関する審判事件
- (1) 管轄
- 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- i 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分（別表第一の99の項の事項についての審判事件をいう。） 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所
  - ii 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の100の項の事項についての審判事件をいう。） 民法第952条の規定により相続財産の管理人の選任の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産の管理人の選任の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）
  - iii 特別縁故者に対する相続財産の処分の審判事件（別表第一の101

の項の事項についての審判事件をいう。) 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

(2) 相続財産の処分の審判

- ① 特別縁故者に対する相続財産の処分の審判又はその申立てを却下する審判は、民法第958条の3第2項の期間が経過した後にしなければならないものとする。
- ② 特別縁故者に対する相続財産の処分の審判事件が数個同時に係属するときは、これらの審判事件の手続及び裁判は、併合してしなければならないものとする。

(3) 管理人の意見の聴取

家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の処分の審判又はその申立てを却下する審判をする場合には、相続財産の管理人の意見を聴かななければならないものとする。

(4) 相続財産の換価処分

- ① 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の処分の審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対し、相続財産の全部又は一部について競売して換価することを命ずる裁判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の処分の審判をするため必要があると認める場合であって、相当と認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対し、相続財産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。
- ③ ①及び②の規律による裁判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の処分の審判事件の申立人若しくは相続財産の管理人の申立てにより又は職権で、その裁判を取り消すことができるものとする。
- ④ ①及び②の規律による相続財産の換価を命ずる裁判に対しては、特別縁故者に対する相続財産の処分の審判事件の申立人及び相続財産の管理人は、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ 家庭裁判所は、①又は②の規律により相続財産の換価を命ぜられた管理人に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(5) 即時抗告

- ① 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができるものとする。

- i 特別縁故者に対する相続財産の処分の審判 申立人及び相続財産の管理人
    - ii 特別縁故者に対する相続財産の処分の申立てを却下する審判 申立人
  - ② 申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、〔全員についてその効力を生ずるものとする。〕〔申立人及び相続財産の管理人の全員に対して、その効力を生ずるものとする。〕
- (6) 不在者の財産の管理に関する処分の規定の準用
- 1 (9)の規定は、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件においてした処分について準用するものとする。この場合において、1 (9)③中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。
- 1 7 遺留分に関する審判事件
- ① 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
    - i 遺留分の算定の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の1 0 2の項の事項についての審判事件をいう。） 相続が開始した地
    - ii 遺留分の放棄についての許可の審判事件（別表第一の1 0 3の項の事項についての審判事件をいう。） 被相続人の住所地
  - ② 申立人は、遺留分の放棄についての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- 1 8 遺言に関する審判事件
- (1) 管轄
- ① 遺言に関する審判事件（別表第一の1 0 4の項から1 0 9の項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
  - ② ①の規律にかかわらず、遺言の確認の審判事件は、遺言者の生存中は、遺言者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- (2) 陳述及び意見の聴取
- ① 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならないものとする。
    - i 遺言執行者の解任の審判 遺言執行者
    - ii 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判 受遺者及び受益者
  - ② 家庭裁判所は、遺言執行者の選任の審判をする場合には、遺言執行者となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。



(3) 調書の作成

裁判所書記官は、遺言書の検認について、調書を作成しなければならないものとする。

(4) 申立ての取下げの制限

〔第2の1(8)①の規律にかかわらず、〕遺言の確認の申立て又は遺言書の検認の申立ては、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができないものとする。

(5) 審判の告知

次の各号に掲げる審判は、第2の1(7)アに定める者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならないものとする。

- i 遺言執行者の解任の審判 相続人
- ii 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判 受益者

(6) 即時抗告

次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第7号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

- i 遺言の確認の審判 利害関係人
- ii 遺言の確認の申立てを却下する審判 遺言に立ち会った証人及び利害関係人
- iii 遺言執行者の選任の申立てを却下する審判 利害関係人
- iv 遺言執行者の解任の審判 遺言執行者
- v 遺言執行者の解任の申立てを却下する審判 利害関係人
- vi 遺言執行者の辞任の許可の申立てを却下する審判 遺言執行者
- vii 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判 受遺者その他の利害関係人
- viii 負担付遺贈に係る遺言の取消しの申立てを却下する審判 相続人

(7) 遺言執行者の解任の審判前の保全処分

- ① 家庭裁判所は、遺言執行者の解任の申立てがあつた場合において、相続人の利益のために必要があると認めるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言執行者の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、いつでも、①の規律により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、①の規律により選任し又は②の規律により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

## 第4 家事調停に関する手続

### 1 総則

#### (1) 通則

##### ア 調停事項

家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件について調停を行うものとする。ただし、別表第一に掲げる事項についての審判事件については、この限りでないものとする。

##### イ 管轄等

- ① 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属するものとする。
- ② ①の合意については、民事訴訟法第11条第2項及び第3項の規定と同様の規律を置くものとする。
- ③ 遺産の分割の調停事件及び寄与分を定める処分の調停事件については、第3の13(1)②及び(2)の規律を準用するものとする。

##### ウ 家庭裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所間の移送

- ① 家庭裁判所は、家事調停をすることができる事件（アの規律により調停を行うことができる事件をいう。）以外の事件について調停の申立てを受けた場合には、これを管轄地方裁判所又は管轄簡易裁判所に移送しなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、家事調停をすることができる事件について家事調停の申立てを受けた場合において、事件を処理するために必要があると認めるときは、これを管轄地方裁判所又は管轄簡易裁判所に移送することができるものとする。
- ③ 家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、①及び②の規律にかかわらず、当該事件を管轄地方裁判所又は管轄簡易裁判所以外の事物管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。
- ④ 第1の1(6)③から⑤までの規律は、①から③までの規律による移送の裁判について準用するものとする。

##### エ 調停機関

- ① 家事調停は、調停委員会が行うものとする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官だけで行うことができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、当事者の一方又は双方の申立てがあるときは、①のただし書の規定にかかわらず、調停委員会で家事調停を行わなければならないものとする。

#### オ 調停委員会

- ① 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織するものとする。
- ② 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定するものとする。
- ③ 調停委員会の決議は、過半数の意見によるものとする。可否同数の場合には、裁判官の決するところによるものとする。
- ④ 調停委員会の評議は、秘密とするものとする。

#### カ 家事調停委員

- ① 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。
- ② 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。
- ③ 家事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行うものとする。

#### キ 家事調停官の任命等

- ① 家事調停官は、弁護士で5年以上その職に在ったもののうちから、最高裁判所が任命するものとする。
- ② 家事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行うものとする。
- ③ 家事調停官は、任期を2年とし、再任されることができるものとする。
- ④ 家事調停官は、非常勤とするものとする。
- ⑤ 家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがないものとする。
  - i 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - ii 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
  - iii 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
- ⑥ この法律に定めるもののほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

## ク 家事調停官の権限等

- ① 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱うものとする。
- ② 家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所、裁判官又は裁判長が行うものとして定める調停事件の処理に関する権限を行うことができるものとする。
- ③ 家事調停官は、独立してその職権を行うものとする。
- ④ 家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師たる裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができるものとする。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第60条第5項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用するものとする。
- ⑤ 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

## (2) 家事調停の手續

### ア 手續行為能力

- ① i からivまでに掲げる調停事件において、当該各号に定める者は、未成年者又は成年被後見人であっても、第1の4(1)の規律にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手續行為をすることができるものとする。その者が被保佐人又は被補助人であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も同様とするものとする。
  - i 夫婦間の協力扶助に関する処分の調停事件（別表第二の1の項の事項についての調停事件をいう。） 夫及び妻
  - ii 子の監護に関する処分の調停事件（別表第二の3の項の事項についての調停事件をいう。） 子
  - iii 親権者となるべき者の指定の調停事件（別表第二の7の項の事項についての調停事件をいう。） 父，母，養親及び子
  - iv 親権者の指定又は変更の調停事件（別表第二の8の項の事項についての調停事件をいう。） 父，母及び子
- ② ①本文の規律は、人事訴訟事件に係る家事調停事件について準用するものとする。

### イ 記録の閲覽等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得

て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付（家事調停事件の記録中の録音テープ若しくはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）にあっては、その複製）を請求することができるものとする。

- ② 家庭裁判所は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から①の許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができるものとする。
- ③ ②にかかわらず、第4の2(1)①の審判の対象となる家事調停事件について当事者から②の申立てがあった場合については、第2の1(1)セ②及び③の規律を準用するものとする。
- ④ 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は調停において成立した合意を記載し、若しくは調停をしない措置若しくは調停の不成立により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は家事調停事件に関する証明書については、当事者は、①にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができるものとする。
- ⑤ 家事調停事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができないものとする。

#### ウ 家事審判の手続の規定の準用

第2の1(1)エからコまで、第2の1(1)シ、第2の1(2)イ、第2の1(3)ア、第2の1(3)エから(4)カまで、第2の1(4)ク、第2の1(5)及び第2の1(7)ケの規律は、家事調停の手続に準用するものとする。

### (3) 家事調停の申立て

#### ア 家事調停の申立て

- ① 家事調停の申立ては、申立書（以下「家事調停の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 家事調停の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
  - i 当事者及び法定代理人
  - ii 申立ての趣旨及び理由
- ③ ①の申立て及び家事調停の申立書については、第2の1(2)ア③から⑥までの規律を準用するものとする。

- ④ 家庭裁判所は、家事調停の申立てが不適法であるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ⑤ ④により申立てを却下する審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑥ 家事調停の申立ての変更については、第2の1(2)イの規律を準用するものとする。

#### イ 家事調停の申立書の写しの送付等

- ① 家庭裁判所は、家事調停の申立てが不適法であるとき又は家事調停の申立ての期日を経ないで(4)コの規定により家事調停を終了させるときを除き、家事調停の申立書の写しを相手方に送付しなければならないものとする。ただし、家事調停の申立ての円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停事件が係属したことを相手方に通知することをもって、家事調停の申立書の写しの送付に代えることができるものとする。
- ② 第2の1(2)ア④から⑥までの規律は家事調停の申立書の写しの送付又はこれに代わる事件が係属したことの通知をすることができない場合について、第2の1(6)ア③及び④の規律は裁判長が家事調停の申立書の写しの送付又はこれに代わる事件が係属したことの通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合について準用するものとする。

[ウ 呼出費用の予納がない場合の申立ての却下に関する規定の準用  
呼出費用の予納がない場合の申立ての却下については、第2の1(6)イの規律を準用する。]

#### エ 調停前置主義

- ① 家事調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならないものとする。
- ② ①の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、その事件を家事調停に付し、管轄家庭裁判所に処理させなければならないものとする。ただし、裁判所が事件を家事調停に付することが相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。
- ③ 裁判所は、②の規律により事件を家事調停に付する場合において、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、②の規律にかかわらず、その事件を管轄家庭裁判所以外の家庭裁判所

に処理させることができるものとする。

(4) 調停委員会による家事調停の手続等

ア 家事調停の手続の指揮

調停委員会における家事調停の手続は、調停委員会を組織する裁判官が指揮するものとする。

イ 調停委員会及び調停委員会を組織する裁判官の権限

① 調停委員会が家事調停を行う場合には、次に掲げるものは、調停委員会が行うものとするものとする。

- i 第1の5(1)ただし書の規律による手続代理人の許可及び第1の5(6)の規律による補佐人の許可
- ii 第2の1(1)エただし書の規律による傍聴の許可
- iii 第2の1(1)カの規律による家事調停の手続の併合又は分離
- iv 第2の1(1)キ及びクの規律による参加
- v 第2の1(1)ケの規律による手続からの排除
- vi 第2の1(1)コの規律による受継
- vii 第2の1(2)イの規律による家事調停の申立ての変更
- viii 第2の1(3)ア①の規律による事件の関係人の呼出し
- ix 第2の1(3)エの規律による音声の送受信による通話の方法による手続の実施
- x 第2の1(4)ア①の規律による職権による事実の調査等及び第2の1(4)クの規律による証拠調べ
- xi 第2の1(4)エ①及び②の規律による家庭裁判所調査官の期日への出席及び意見陳述
- xii 第2の1(4)オ③の規律による裁判所技官の期日への出席及び意見陳述
- xiii 第2の1(4)カ①の規律による事実の調査の囑託
- xiv 第2の1(4)キの規律による事実の調査の囑託等

② 調停委員会が家事調停を行う場合には、期日の指定は、当該調停委員会を組織する裁判官が行うものとするものとする。

ウ 裁判官等による事実の調査及び証拠調べ

① 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。

② ①の場合においては、裁判官は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせ、又は医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況についての診断をさせることができるものとする。

- ③ ②の規律による事実の調査及び心身の状況についての診断については、第2の1(4)ウ③及び④の規律を準用するものとする。
- ④ ①の場合には、裁判官は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当と認めるときは、この限りでないものとする。
- ⑤ 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第2の1(4)エ③の規律による措置をとらせることができる。

エ 家事調停委員による事実の調査

調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当と認めるときは、この限りでないものとする。

オ 意見の聴取の囑託

- ① 調停委員会は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取することを囑託することができるものとする。
- ② ①の規律により意見の聴取の囑託を受けた家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該囑託に係る意見を聴取させることができるものとする。

カ 家事調停委員の専門的意見の聴取

- ① 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとする。
- ② 調停委員会が①の規律により意見を聴取することとしたときは、家庭裁判所は、意見を述べるべき家事調停委員を指定するものとする。
- ③ ②の規律による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとするものとする。

キ 調停の場所

調停委員会は、事件の実情によって、裁判所外の適当な場所で調停をすることができるものとする。

ク 調書の作成

裁判所書記官は、家事調停の手續について、調書を作らなければな



らないものとする。ただし、調停委員会を組織する裁判官においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

#### ケ 調停前の措置

- ① 調停委員会は、調停前に、調停のために必要であると認める処分を命ずることができるものとする。
- ② ①の処分（以下「調停前の措置」という。）は、急迫の事情があるときに限り、調停委員会を組織する裁判官が発することができるものとする。
- ③ 調停前の措置は、執行力を有しないものとする。
- ④ 調停委員会は、調停前の措置をする場合には、同時に、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとする。

#### コ 調停をしない場合の事件の終了

調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でない認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができるものとする。

#### サ 調停の不成立の場合の事件の終了

- ① 調停委員会は、当事者間に合意（2(1)①iの合意を含む。）が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でない認めるときには、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることができるものとする。ただし、家庭裁判所が調停に代わる審判をしたときは、この限りでないものとする。
- ② ①本文の規律により家事調停事件が終了した場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなすものとする。
- ③ ①本文の規律により別表第二に掲げる事項についての家事調停事件が終了した場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項について家事審判の申立てがあったものとみなすものとする。

#### シ 裁判官のみでする調停手続

裁判官のみで家事調停の手続を行う場合については、第2の1(1)エからコまで、(3)及び(4)（キを除く。）(7)ケからまで及びの規律を準用するものとする。

### (5) 調停の成立

#### ア 調停の成立及び効力

- ① 調停において当事者間に合意（2(1)①iの合意を除く。次項において同じ。）が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし、別表第二に掲げる事項については、確定した審判と同一の効力を有するものとする。
- ② 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは、当該一部について調停を成立させることができるものとする。
- ③ ②の規律は、手続の併合を命じた数個の家事調停事件について準用するものとする。
- ④ 第2の1(3)エ①の期日においては、離婚又は離縁について、①から③までの規律により調停を成立させることができないものとする。

イ 調停調書の更正に関する家事審判の手続の規定の準用

調停調書の更正については、第2の1(7)オ①から③までの規律を準用するものとする。

ウ 調停条項案の書面による受諾

- ① 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。
- ② ①の規律は、離婚又は離縁の調停事件については、適用しないものとする。

(6) 家事調停の申立ての取下げ

- ① 家事調停の申立ては、家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができるものとする。
- ② ①の規律による申立ての取下げについては、民事訴訟法第261条第3項及び第262条第1項と同様の規律を置くものとする。

(7) 付調停及び訴訟事件又は審判事件の手続の中止等

ア 付調停

- ① 家事調停を行うことができる訴訟事件又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあっては、原告又は申立人に限る。）の意見を聴いて、いつでも、職権で、その事件を調停に付し、管轄家庭裁判所に処理させることができるものとする。

- ② 裁判所は、①の規律により事件を調停に付する場合において、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、①の規律にかかわらず、その事件を管轄家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができるものとする。
- ③ 家庭裁判所及び高等裁判所は、①の規律により調停に付した場合には、①の規律にかかわらず、当該家事調停事件を自ら処理することができるものとする。
- ④ ①の規律により高等裁判所が自ら調停を行う場合には、この法律中家事調停に関する規律を準用するものとする。この場合には、家庭裁判所の権限は当該高等裁判所が行うものとする。
- ⑤ ③の規律による調停を調停委員会が行うときは、調停委員会は③の家庭裁判所又は高等裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官及び家事調停委員二名以上で組織するものとする。

イ 訴訟事件及び家事審判の手続の中止

- ① 家事調停の申立てがあった訴訟事件が係属しているとき、又は事件が調停に付されたときは、訴訟事件が係属している裁判所は、当該家事調停の手続が終了するまで当該訴訟事件の手続を中止することができるものとする。
- ② 家事調停の申立てがあった家事審判事件が係属しているとき、又は家事審判事件が調停に付されたときは、家事審判事件が係属している裁判所は、当該家事調停の手続が終了するまで当該家事審判の手続を中止することができるものとする。

ウ 訴えの取下げ擬制等

- ① 訴訟事件が調停に付された場合において、調停が成立し、又は2(1)①若しくは3(1)①の審判が確定したときは、当該訴訟事件について訴えの取下げがあったものとみなすものとする。
- ② 家事審判事件が調停に付された場合において、調停が成立し、又は3(1)①の審判が確定したときは、当該家事審判事件は終了するものとする。

(8) 受託裁判所における事実の調査

第2の1(4)カ①の規律により家事調停の手続における事実の調査の囑託を受けた裁判所は、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該囑託に係る事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当と認めるときは、この限りでないものとする。

## 2 合意に相当する審判

### (1) 合意に相当する審判の対象及び要件

- ① 人事訴訟法第2条に定める人事に関する訴え（同条第1号の離婚の訴え及び第3号の離縁の訴えを除く。）に係る事件についての家事調停〔(1)(3)エ②又は1(7)ア①の規律により調停に付された場合を含む。〕の手續において、i及びiiに掲げる要件のすべてを満たす場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、iの合意を正当と認めるときは、当該合意に相当する審判をすることができる（以下この審判を「合意に相当する審判」という。）ものとする。
  - i 当事者間に申立ての趣旨どおりの審判を受けることについて合意が成立していること
  - ii 当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと
- ② ①の家事調停の手續が調停委員会において行われているときは、家庭裁判所は、合意に相当する審判をするに際して、あらかじめ、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 第2の1(3)エ①の期日においては、①iの合意は、することができないものとする。
- ④ 合意に相当する審判は、①の人事に関する訴えに係る身分関係の当事者の一方が死亡した後は、することができないものとする。
- ⑤ 1(4)サ①の規律は、家庭裁判所が①iの合意を正当と認めない場合について準用するものとする。

### (2) 合意に相当する審判に関する手續

- ① 合意に相当する審判に関する手續については、特別の定めのある場合を除き、第2の1(7)ア、イ①、エ（①のただし書を除く。）、オ及びカの規定を準用するものとする。
- ② 家事調停の申立ての取下げは、合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

### (3) 異議の申立て

- ① 当事者及び利害関係人は、合意に相当する審判に対し、家庭裁判所に異議を申し立てることができるものとする。ただし、当事者にあつては、(1)①i又はiiの要件を欠くことを理由とする場合に限るものとする。
- ② ①の異議の申立ては、二週間の不変期間内にしなければならないも

のとする。

- ③ ②の期間は、異議の申立てをすることができる者が審判の告知を受ける者である場合には審判の告知を受けた日から、審判の告知を受けない者でない場合には当事者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から、それぞれ進行するものとする。
  - ④ 異議の申立てをすることができる権利は、放棄することができるものとする。
- (4) 異議の申立てに対する裁判
- ① 家庭裁判所は、当事者からされた異議の申立てが不適法であると認めるとき、又は理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
  - ② ①の異議の申立人は、①の規律により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
  - ③ 家庭裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあった場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならないものとする。
  - ④ 家庭裁判所は、利害関係人からされた異議の申立てを不適法と認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
  - ⑤ ④の異議の申立人は、④の規律により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
  - ⑥ 利害関係人から適法な異議の申立てがあったときは、合意に相当する審判は、その効力を失うものとする。
  - ⑦ ⑥の規定により合意に相当する審判が効力を失った場合において、当事者とその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなすものとする。
- (5) 合意に相当する審判の効力
- (3)①の異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有するものとする。
- (6) 婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則
- ① 婚姻の取消しの訴えに係る事件についての家事調停において、婚姻の取消しの合意に相当する審判をするときは、この審判において、当事者間の合意に基づき子の親権者を指定しなければならないものとする。
  - ② ①の審判は、子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しない

とき、又は成立した合意が相当でない認められるときは、することができないものとする。

(7) 嫡出否認の調停の特則

夫が嫡出否認の調停の申立てをした後に死亡した場合において、子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族が人事訴訟法第41条第1項の規定により嫡出否認の訴えを提起することができないときは、これらの者が夫の死亡の日から1年以内にその訴えを提起した場合に限り、嫡出否認の調停の申立ての時にその訴えの提起があったものとみなすものとする。

3 調停に代わる審判

(1) 調停に代わる審判の対象及び要件

① 家庭裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を勘案して、職権で、当事者の双方又は一方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため必要な審判をすることができる（以下この審判を「調停に代わる審判」という。）ものとする。ただし、2(1)①の事件については、この限りでないものとする。

② ①の調停が調停委員会の調停であるときは、家庭裁判所は、調停に代わる審判をするに際して、あらかじめ、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、調停に代わる審判において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

(2) 調停に代わる審判に関する手続

① 調停に代わる審判に関する手続については、第2の1(7)ア、イ①、エ（①ただし書を除く。）、オ及びカ〔（民事訴訟法第258条に相当する規律を除く。）〕の規律を準用するものとする。

② 調停に代わる審判（離婚及び離縁についての調停に代わる審判を除く。）について、民事訴訟法第265条と類似の規律を置くものとする。

〔③ 家事調停の申立ての取下げは、調停に代わる審判がされた後は、することができない。〕

(3) 異議の申立て及びこれに対する裁判

① 当事者は、調停に代わる審判に対し、異議を申し立てることができるものとする。

② ①の異議の申立ては、二週間の不変期間内にしなければならないも

のとする。この期間は、審判の告知を受けた日から進行するものとする。

- ③ 異議の申立てをする権利は、放棄することができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①の規律による異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ⑤ 異議の申立人は、⑤の規律により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑥ 適法な異議の申立てがあったときは、調停に代わる審判は、その効力を失うものとする。
- ⑦ ⑥の規律により調停に代わる審判が効力を失った場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなすものとする。
- ⑧ ⑥の規律により別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失った場合には、家事調停の申立ての時に、家事審判の申立てがあったものとみなすものとする。

#### (4) 調停に代わる審判の効力

(3)①の規律による異議の申立てがないとき（(2)①において準用する第2の1(7)イ①の規律による告知の方法が、第2の1(1)シにおいて準用する民事訴訟法第110条から第113条までの規定による公示送達である場合を除く。）、又は異議の申立てを却下する裁判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した審判と同一の効力を、その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有するものとする。

#### 4 不服申立て等

家事調停の手續においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、第2の1(2)及び(3)の規律を準用するものとする。

#### 5 履行の確保

第2の6(1)の規律は調停又は調停に代わる審判（高等裁判所においてされた場合を含む。5において同じ。）において定められた義務の履行及び1(4)ケの規律による調停前の措置として命ぜられた事項の履行について、第2の6(2)の規律は調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行について準用するものとする。

### 第5 罰則

1 不出頭等に対する過料等

- ① 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた者が正当な理由〔事由〕なく出頭しないときは、裁判所は、これを五万円以下の過料に処するものとする。
- ② 家庭裁判所は、第3の1(4)ケの規律による調停前の措置として必要な事項を命ぜられた者が正当な理由〔事由〕なくその措置に従わないとき、又は第2の6(2)①(第3の5において準用する場合を含む。)の規定により義務の履行をすべきことを命ぜられた者が正当な理由〔事由〕がなくその命令に従わないときは、これを十万円以下の過料に処するものとする。
- ③ ①及び②の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

2 過料の裁判の執行等

- ① この法律の規定による過料の裁判は、家庭裁判所の裁判官の命令で執行するものとする。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。
- ② 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規律に従ってするものとする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しないものとする。
- ③ 前記1並びに①及び②に規律するもののほか、過料についての裁判については、非訟事件手続法第四編の規律によるものとする。ただし、同法第●条及び第●条中検察官に関する規律は、この限りでないものとする。

別表第一

項	事項	根拠となる法令の規定
成年後見		
1	後見開始	民法第七条
2	後見開始の審判の取消し	民法第十条又は第十九条
3	成年後見人の選任	民法第八百四十二条第一項から第三項まで
4	成年後見人の辞任についての許可	民法第八百四十四条
5	成年後見人の解任	民法第八百四十六条
6	成年後見監督人の選任	民法第八百四十九条
7	成年後見監督人の辞任についての許可	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十四条
8	成年後見監督人の解任	民法第八百五十二条において準用する同法第八百四十六条



9	成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長	民法第八百五十三条第一項ただし書（同法第八百五十六条において準用する場合を含む）
10	成年後見人又は成年後見監督人の権限行使についての定め及びその取消し	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項並びに同法第八百五十二条において準用する同法第八百五十九条の二第一項及び第二項
11	成年被後見人の居住用不動産についての許可	民法第八百五十九条の三（同法第八百五十二条において準用する場合を含む）
12	成年被後見人に関する特別代理人の選任	民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条
13	成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬付与	民法第八百六十二条及び同法第八百五十二条において準用する同法第八百六十二条
14	成年後見の事務に関する処分	民法第八百六十三条
15	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第二項から第四項まで
16	成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十条ただし書
保佐		
17	保佐開始	民法第十一条
18	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十三条第二項
19	保佐人の同意に代わる許可	民法第十三条第三項
20	保佐開始の審判の取消し	民法第十四条第一項及び十九条
21	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め取消し	民法第十四条第二項
22	保佐人の選任	民法第八百七十六条の二第一項及び同条第二項において準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項
23	保佐人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法第八百四十四条
24	保佐人の解任	民法第八百七十六条の二第二項において準用する同法第八百四十六条
25	臨時保佐人の選任	民法第八百七十六条の二第三項
26	保佐監督人の選任	民法第八百七十六条の三第一項

27	保佐監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法第八百四十四条
28	保佐監督人の解任	民法第八百七十六条の三第二項において準用する同法第八百四十六条
29	保佐人又は保佐監督人の権限行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第二項において準用する同法八百五十九条の二第一項及び第二項
30	被保佐人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第二項において準用する同法八百五十九条の三
31	保佐人又は保佐監督人に対する報酬付与	民法第八百七十六条の三第二項及び第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百六十二条
32	保佐人に対する代理権付与	民法第八百七十六条の四第一項
33	保佐人に対する代理権付与の審判の取消し	民法第八百七十六条の四第三項
34	保佐の事務に関する処分	民法第八百七十六条の五第二項において準用する同法第八百六十三条
35	保佐に関する管理の計算の期間の延長	民法第八百七十六条の五第三項において準用する同法第八百七十条ただし書
補助		
36	補助開始	民法第十五条第一項
37	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十七条第一項
38	補助人の同意に代わる許可	民法第十七条第三項
39	補助開始の取消し	民法第十八条第一項及び第三項及び第十九条
40	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め取消し	民法第十八条第二項
41	補助人の選任	民法第八百七十六条の七第一項及び同条第二項において準用する同法第八百四十三条第二項及び第三項
42	補助人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法第八百四十四条
43	補助人の解任	民法第八百七十六条の七第二項において準用する同法第八百四十六条
44	臨時補助人の選任	民法第八百七十六条の七第三項
45	補助監督人の選任	民法第八百七十六条の八第一項

46	補助監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法第八百四十四条
47	補助監督人の解任	民法第八百七十六条の八第二項において準用する同法第八百四十六条
48	補助人又は補助監督人の権限行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する同法八百五十九条の二第一項及び第二項
49	被補助人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する同法八百五十九条の三の規定による被補助人の居住用不動産の処分についての許可
50	補助人又は補助監督人に対する報酬付与	民法第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十二条
51	補助人に対する代理権付与	民法第八百七十六条の九第一項
52	補助人に対する代理権付与の審判の取消し	民法第八百七十六条の九第二項において準用する第八百七十六条の四第三項
53	補助の事務に関する処分	民法第八百七十六条の十第一項において準用する同法第八百六十三条
54	補助に関する管理の計算の期間の延長	民法第八百七十六条の十第二項において準用する同法第八百七十条ただし書
不在者の財産の管理		
55	不在者の財産の管理に関する処分	民法第二十五条から第二十九条まで
失踪の宣告		
56	失踪の宣告	民法第三十条
57	失踪の宣告の取消し	民法第三十二条第一項
婚姻		
58	夫婦権義務約により定められた管理者の変更等	民法第七百五十八条第二項及び第三項
親子		
59	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任	民法第七百七十五条
60	子の氏の変更の許可	民法第七百九十一条第一項又は第三項
61	養子縁組をするについての許可	民法第七百九十四条又は第七百九十八条
62	死後継縁組をするについての許可	民法第八百十一条第六項

63	特別養子縁組の成立	民法第八百七条の二
64	特別養子縁組の離縁	民法第八百七条の十
親権		
65	子を懲戒場に入れることの許可及び懲戒場に入れる期間の短縮 [P]	民法第八百二十二条
66	子に関する特別代理人の選任	民法第八百二十六条
67	第三者が子に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百三十条第二項から第四項まで
68	親権又は管理権の喪失 [及びその取消]	民法第八百三十四条から第八百三十六条まで
69	親権又は管理権を辞し、又は回復するにまつての許可	民法第八百三十七条
未成年後見		
70	養子の離縁後未成年後見人となるべき者の選任	民法第八百十一条第五項
71	未成年後見人の選任	民法第八百四十条 [及び第八百四十五条]
72	未成年後見人の辞任にまつての許可	民法第八百四十四条
73	未成年後見人の解任	民法第八百四十六条
74	未成年後見監督人の選任	民法第八百四十九条
75	未成年後見監督人の辞任にまつての許可	民法第八百五十二条において準用する民法第八百四十四条
76	未成年後見監督人の解任	民法第八百五十二条において準用する民法第八百四十六条
77	未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長	民法第八百五十三条第一項ただし書 (同法第八百五十六条及び第八百六十七条第二項において準用する場合を含むものとする)
78	未成年被後見人を懲戒場に入れることの許可及び懲戒場に入れる期間の短縮	民法第八百五十七条 (同法第八百六十七条第二項において準用する場合を含む)

79	未成年被後見人に関する特別代理人の選任	民法第八百六十条において準用する同法第八百二十六条
80	未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与	民法第八百六十二条及び同法第八百五十二条において準用する同法第八百六十二条（同法第八百六十七条第二項が準用する場合を含む）
81	未成年後見の事務に関する処分	民法第八百六十三条（同法第八百六十七条第二項において準用する場合を含む）
82	第三者未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第二項から第四項まで
83	未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十条ただし書
扶養		
84	扶養義務の設定	民法第八七七条第二項
85	扶養義務の設定の取消し	民法第八七七条第三項
推定相続人の廃除		
86	推定相続人の廃除	民法第八百九十二条
87	推定相続人の廃除の取消し	民法第八百九十四条
88	推定相続人の廃除の審判又は推定相続人の廃除の取消しの審判確定前の遺産の管理に関する処分	民法第八百九十五条
相続の限定承認又は放棄		
89	相続の限定承認又は放棄をすべき期間の伸長	民法第九百十五条
90	相続権の保存又は増進に関する処分	民法第九百十八条第二項及び第三項（これらの規定を同法第九百二十六条第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む）
91	相続の限定承認又は放棄の取消の申述の受理	民法第九百十九条第四項
92	相続の限定承認の申述の受理	民法第九百二十四条
93	限定承認の場合における鑑定人の選任	民法第九百三十条第二項又は第九百三十二条ただし書
94	限定承認を受理した場合の相続権の管理人の選任	民法第九百三十六條第一項
95	相続放棄の申述の受理	民法第九百三十八条
相続権の分離		

96	相続権の分離に関する処分	民法第九百四十一条又は第九百五十条第一項
97	財産分離の請求後の相続権の管理に関する処分	民法第九百四十三条（同法第九百五十条第二項において準用する場合を含む）
98	相続権の分離の場合における鑑定人の選任	民法第九百四十七条第三項及び第九百五十条第二項が準用する同法第九百三十条第二項及び第九百三十二条ただし書
相続人の不存在		
99	相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分	民法第九百五十二条及び第九百五十三条又は第九百五十八条
100	相続人の不存在の場合における鑑定人の選任	民法第九百五十七条第二項において準用する同法第九百三十条第二項
101	特別縁故者に対する相続権の処分	民法第九百五十八条の三第一項
遺留分		
102	遺留分の算定の場合における鑑定人の選任	民法第一千二十九条第二項
103	遺留分の放棄についての許可	民法第一千四十三条
遺言		
104	遺言の確認	民法第九百七十六条第四項又は第九百七十九条第三項
105	遺言書の検認	民法第一千四条第一項
106	遺言執行者の選任	民法第一千十条
107	遺言執行者に対する報酬の付与	民法第一千十八条第一項
108	遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可	民法第一千九条
109	負担遺贈に係る遺言の取消し	民法第一千二十七条

別表第二

項	事項	根拠となる法令の規定
婚姻		
1	夫婦間の協力扶助に関する処分	民法第七百五十二条
2	婚姻費用の分担に関する処分	民法第七百六十条
3	子の監護に関する処分	民法第七百六十六条第一項又は第二項（これらの規定を同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む）
4	財産の分与に関する処分	民法第七百六十八条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む）

5	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第七百六十九条第二項（同法第七百四十九条，第七百五十一条第二項，第七百七十一条において準用する場合を含むものとする）
親子		
6	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第八百八条第二項及び第八百七条において準用する同法第七百六十九条第二項
親権		
7	養子の離婚後親権者となるべき者の指定	民法第八百十一条第四項
8	離婚等の場合における親権者の指定又は変更	民法第八百十九条第五項又は第六項（これらの規定を同法第七百四十九条において準用する場合を含む）
扶養		
9	扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し	民法第八七八条及び第八百八十条
10	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	民法第八百七十九条及び八百八十条
相続		
11	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第八百九十七条第二項
遺産の分割		
12	遺産の分割	民法第九百七条第二項
13	遺産の分割禁止	民法第九百七条第三項
14	寄与分を定める処分	民法第九百四条の二第二項